

令和7年

厚生委員会会議録

とき 令和7年11月26日

品川区議会

令和7年 品川区議会厚生委員会

日 時 令和7年11月26日（水） 午前10時10分～午後2時40分

場 所 品川区議会 議会棟6階 第2委員会室

出席委員	委員長 田中たけし	副委員長 えのした正人
	委員 渡辺ゆういち	委員 大倉たかひろ
	委員 あくつ広王	委員 鈴木ひろ子
	委員 吉田ゆみこ	委員 やなぎさわ聰

出席説明員	新井副区長	寺嶋福祉部長
	東野参考事 (福祉部福祉計画課長事務取扱)	佐藤障害者施策推進課長
	松山障害者支援課長	菅野高齢者福祉課長
	樋村高齢者地域支援課長	豊嶋生活福祉課長 (生活支援臨時給付金担当課長兼務)
	阿部健康推進部長 (品川区保健所長兼務)	高山健康推進部次長 (品川区保健所次長兼務) (地域医療連携課長事務取扱)
	勝亦健康課長	赤木生活衛生課長
	五十嵐参考事 (健康推進部保健予防課長事務取扱)	石橋品川保健センター所長
	福地大井保健センター所長	飛田荏原保健センター所長
	山下国保医療年金課長	

○午前10時10分開会

○田中委員長

ただいまから、厚生委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付しております審査・調査予定表のとおり、報告事項、所管事務調査、およびその他を予定しております。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願ひいたします。

本日は、1名の方の傍聴申請がございますので、ご案内申し上げます。

1 報告事項

(1) (仮称) 小山七丁目障害者グループホームの開設時期の変更について

○田中委員長

それでは、予定表1の報告事項を聴取いたします。

(1) (仮称) 小山七丁目障害者グループホームの開設時期の変更についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤障害者施策推進課長

それでは、報告事項(1) (仮称) 小山七丁目障害者グループホームの開設時期の変更につきまして、ご説明いたします。

資料をご覧ください。本施設は、区が土地を貸し付け、事業者による整備が進められているグループホームですが、事業者より開設時期変更の申出を受け、今回、報告するものであります。

1、施設概要でございますが、こちらは記載のとおりでございます。

2、変更理由でございます。当該施設の建設に当たりましては、工事費の高騰により、運営事業者による工事業者選定に想定以上の時間を要したため、3のスケジュールにありますとおり、開設時期が3か月ほど遅れることとなりました。

3、整備スケジュールでございますけれども、令和8年6月開設を予定しているところになります。既に工事が進んでおりまして、職員確保や利用者募集を含めまして、開設準備を進めていくということでございます。

○田中委員長

ご説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○鈴木委員

工事費の高騰ということなのですけれども、建設費というのは、これくらいの規模のグループホームは、幾らぐらいのものが、今回、高騰で幾らになるのか。あと、東京都の補助金と品川区の補助金があると思うのですけれども、その補助金の額も教えていただきたいと思います。

○佐藤障害者施策推進課長

まず建設費の総額ということかと思いますが、最終的な建設費総額の決定額については1億8,600万円ほどになったというところで、当初の想定が1億7,000万円強ということでございましたので、1,000万円ぐらい、当初の想定より増額になっているというような状況と聞いております。

それから補助金の内訳ということですけれども、先ほど申し上げた建設費に対して、都の補助金

が8,000万円ほど、それから区の補助金が5,000万円ほどということで、1億3,000万円程度の補助金が支給されるグループホームとなってございます。

○鈴木委員

ありがとうございます。

あと、先ほど利用者の募集も行っているということだったのですけれども、ここの対象というのは中重度者ということになっていたかと思うのですけれども、その点では、いつ頃から募集が始まって、今、どの辺まで来ているのか。ここは10人の施設ということだったと思うのですけれども、何人くらいの応募があったのか。それから入居の調整というのは、出石つばさの家の場合は点数をつけて調整したと思うのですけれども、そういう点数などはつけないでやるのか。入居に当たっての入居者の選定の仕組みというのがどうなっているのか、伺いたいと思います。

○佐藤障害者施策推進課長

入居についてのお尋ねでございますが、まず利用者募集の時期ですけれども、建物が2月頃の竣工を予定しております、それから内装等の準備をしまして、見学等も含めて、4月頃から利用者の募集を見学等も含めて、行っていくというところで、事業者の方では予定していると聞いております。

なので、まだ具体的な募集人員や応募があった状況ではございませんが、入居の選考に関しては、先ほど委員におっしゃっていただいたとおり、中重度というようなところで、こちらは公募の際にも、事業者からは区分4以上が5名以上入れるようにというところで提案を頂いているところでございますが、そういったところも踏まえて、区分や、それ以外の条件も含めたところで、面談等を踏まえて公平な選考を行っていくというふうにしておりますけれども、その具体的な方法などについては、今、事業者からの提案も含めて、検討中、協議中というようなところであるのが現状でございます。

○鈴木委員

そうすると、入居者募集というのはいつ頃から始まるのか。それから、入所の調整というのには区も関わっていくのか。調整指標というか、点数などはつけるのか、つけないのか。その点も伺いたいと思います。それから、職員の確保というのもかなり、人材不足の中で大変だと思うのですけれども、ここは何人体制で、その職員の体制というのはきちんとつくれるような状況なのか。その点についても伺いたいと思います。

○佐藤障害者施策推進課長

まず利用者募集ですが、先ほど申し上げたような準備を踏まえて、募集の打ち出しを4月頃、予定しているようなところでございます。それまでに、具体的な入居選考の仕組み等を構成していくというところになりますので、まだ点数化等も含めまして、事業者の方で検討しているような状況で、区としましては、事業者が行おうとする入居の判断のところに対して、確認して協議していく这样一个ところで考えているところでございます。

それから、職員の募集体制等につきましては、こちらも先ほどおっしゃっていただいたとおり、2ユニットで10名の施設を想定しております、それに対して、常勤・非常勤も合わせて12名程度の職員を想定しているようなところで、そのうち法人内での異動等も当然ございますが、新規採用を6割程度、今、見込んでおりまして、なので六、七、八人というようなところで、新規採用が必要かというところを考えているということで、こちらについてはこの報告の後に、6月開設のグループホームということで、職員の募集を年末12月頃から行つて、開設に向けて、指導育成等も踏まえて体制を整えていくと聞いております。

○鈴木委員

この入居者募集については、出石つばさの家のときも、かなり応募が多かったと思うのです。16名に対して八十数名という状況だったと思うのですけれども、やはりグループホームは足りないので、希望する方もたくさんいらっしゃると思いますので、これから募集のやり方というか、入居者をどう決めていくのかというのは、事業者からの提案もあって、区と一緒に提供するということですけれども、公平性・透明性が確保できるような仕組みにぜひともしていただきたいということでお願いしておきたいと思います。

○田中委員長

要望で承りました。

○あくつ委員

ご説明ありがとうございました。また、今の質疑も聞かせていただいて、これはもう当然、報告としては了解なのですけれども、今回は開設時期の変更という報告なのですが、その変更理由が工事費の高騰で、「工事業者選定に想定以上の時間を要したため」という理由になっているのですが、今のお話を聞くと、職員の募集もまだ半分ぐらい足りていないということ。だから今、確かに今回の議案もそうですけれども、一般質問でもありましたけれども、様々な資材の高騰や人件費の高騰というところで、こういう理由というのは非常に通りやすいのですけれども、まずここで言っている変更理由というのは、まず選定に時間がかかったということは当然、着工が遅れたということだと思うのですが、着工が本来はいつで、今回着工したのは、今、建設中というお話もありましたけれども、着工がどれぐらい遅れたのか。これは3か月と書いてありますけれども、開始の時期については3か月。今年度から来年度になったということで、着工の時期がいつからどれぐらい遅れたのかということと、あとは、今年度から来年度になったことにおいて、何か予算など、今回は別に変更の議案というのではないのですけれども、例えば区の計画の中でどういう影響があるのか。その辺について教えてください。

○佐藤障害者施策推進課長

まず工事業者の選定に想定以上の時間を要したということで、着工につきましては、一、二か月程度、当初の想定よりも遅れたというような状況でございます。ただ、こちらに関しては、工事業者が決まってから工期等が出てくるというようなところもございましたので、年度内開設については、できるかどうかというようなところも、事業者のほうでもにらんでいたところで、開設準備等も踏まえて、適切な時期が今回6月ということでさせたいということでございましたので、今回このような報告になっているところでございます。

年度がずれたというところでは、先ほど冒頭にありました補助金の関係が、支給の時期がずれるというようなところはございますが、総額としては大きく変わるものではございませんので、そこの時期がずれていくというところが1つあるかとは思われます。

あとは、利用者におかれては、令和7年度中開設ということで見込んでいたところが、若干ではございますが遅れたというところで、利用を待たれていた方に関しては、個別には影響があるかもしれませんので、そういったところ、必要な部分についての支援は、細やかな対応で進めていきたいと考えております。

○あくつ委員

先ほど、業者が決まってから着工の時期が決まるからというお話があって、着工の時期はいつですかという質問をしたのですけれども、一、二か月ほど遅れたということで。でも、ただこれは、年度をま

たいで3か月ということの開設の時期がずれるということなので、私が聞いたことにはお答えになつていなかなということです。別にいいのです。別に、了承と最初に申し上げましたけれども、議会に報告をするのだったら、その理由のところをしっかりと、きちんと伝えていただかないと、議会への報告ということで私たちは伺っているので。本当に、一、二か月、想定以上の時間を要したというところ。1か月と2か月は随分違いますけれども、それで開設の時期も3か月遅らせるということで、これを見たときに、やはり、はてなと思うわけです。本当にこういう理由なのだろうかと思うわけです。そういうところで、きちんとした説明が欲しかったと思います。別に、これが、いちやもんをつけているように聞こえてしまうと申し訳ないので、今は建設費が高騰しているから何でも許されるということではないということで、そのところはしっかりと報告していただければと思います。

○田中委員長

ただいま重要なご指摘を頂きましたので、今後の委員会運営では、そのようなご指摘を踏まえて、ご報告を頂きたいと思います。

○佐藤障害者施策推進課長

説明が不十分で大変失礼いたしました。

補足させていただきますと、工事業者選定に関しては、今回、都の補助金を受けるに当たって、都の所定の手続で、入札で工事業者を選定するというようなところになってございまして、そちらが、事業者が都へ申請した際の予定価格より工事費の高騰というところがございまして、そのままでは不調等になる可能性もあるというようなところが、都との相談でもございまして、そういうところをやり直しという形になりますと、かなり時間が。一般的に入札そのものの手続は2か月ほどかかるというところで、これが不調になって、もう一度、2か月以上かかるというところよりは、その時点では、都との協議により予定価格を増額して入札をやり直すというか、入札を行うというところが可能でしたので、その調整に1か月強の時間を要したところで、そこを経て、入札し工事業者が決まったというようなところで、そのところに大きく時間を要したというところで、今回このような表現をさせていただいたところでございます。説明が正確に伝わるように今後も努めていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○あくつ委員

ありがとうございました。若干理解は進みましたけれども、先ほど、増額計上したのは1,000万円というところで、東京都との調整というのに、かなり時間がかかったというご説明でしたけれども、総額自体も、そういう建設工事においてはそれほど大きい金額……、ごめんなさい。私の理解が不十分なところがあるかもしれないですけれども、それほど大きな工事ではないと、先ほどお伺いして感じたのですけれども、1,000万円の増額で、調整に相当そんなに難航したのかなという新たな疑問もやはり生まれてしまいました。それも含めて、でもそれは事実だと思いますので、入札不調になるよりはというところでの調整ということで、積算額をもう一回やり直したということだと思いますので、それは理解いたしました。

もう少し分かりやすいご説明を頂ければと思います。ありがとうございました。

○田中委員長

ほかにご質問はありますでしょうか。

○吉田委員

ありがとうございました。皆さんの質疑で大分いろいろなことを理解できたのですけれども、やはり

基本が工事のことと、工事の期間が延びたために、年度末の開設は人材確保が困難であるためと説明されているのですけれども、人材確保というのは、基本的にこの手の施設は本当に大変だと、どこも大変かもしれませんけれども、大変だと思っております。

いつも、特にやはり思い入れというか、障害者施設の開設が延びるとなると、でも基本は人材確保というのは、事業者としては、当初の開設時期に合わせて確保を始めていると思うのです。そうすると、運営事業者の立場に立つと、ぎりぎりまでほかで働いていて、ぱっと移ってきてというのができればいいですけれども、確保となると、ある程度の入件費はもう既に発生しているのではないかと思っていて、しかもこういう施設なので、きちんとした資格を持っていて、しかも例えば入居していただく方の特性に合わせたいろいろなスキルを持った人材を確保していただきたい。例えば看護師などという人材の確保も必要になってくると思いますので。もちろん、どういう方たちに入居していただくかによると思うのですけれども、その辺の事業への影響というのが、開設が延びることについて、影響が何も書いていないのですけれども、もちろん事業者の責任において全部クリアするのだというのを分かりますけれども、なかなか区や都の補助金が入った事業の中で、そういうことへの新たな補助などというものは何も考えられていないのでしょうか。つい、事業者の立場に立ってしまうと、こういうものの開設が延びると事業計画は相当狂うと思っていて、今日は開設が延びるというだけですけれども、結果としてそれは事業に影響してきて、それは今後、今、入居を考えておられる方のご希望がかなうかどうかにも影響してくるのかなと思うので、その辺については、事業者との話合いなどはしておられるのか、現時点でお話しできる範囲で教えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○佐藤障害者施策推進課長

まず、職員体制、それから人材確保等の部分につきましては、先ほど予定も、年末、12月頃から始めるというようなところで、こちらについては事業者のほうで計画的にしていくというようなところ。それから、こちらの法人は、区内でもグループホームを経営しているところもございますので、法人内異動も含めてグループホームの経験者が、新規の方についても指導育成するというようなところで、こちらの施設の運営に関しては、きっちり対応していくというところで予定している事業者と、こちらでは認識してございます。

それから、先ほどもございましたが、開設時期がずれるというところで、利用を考えていた利用者にとっては、そこに至った計画というか予定の部分がずれて、そこに対して、利用の支援やケアの部分については、必要になる方も個別にはいらっしゃるかもしれません、そういう部分については、相談等を含めまして、先ほど申し上げましたが、丁寧に対応していくというようなところで、具体的にそれぞれの事例をもって、今こういう状況が起きているというところではございませんけれども、今後そういったお話が出てきた場合については、きちんと対応していくというようなところで、こちらとしましても事業者と共に考えていきたいと考えております。

○吉田委員

お答えいただけるのはその辺までだろうとは思うのですけれども、具体的に出していくのかどうか分かりませんけれども、「ぐるっぽ」のときも相当、工期が遅れました。工期が遅れたことによって、入件費の確保などというのは、ひたすら事業者に、入件費が余分にかかった分は、あのときのご報告では、区は一切関知していなかったと思っています。入件費が余分にかかった分については、区の施設であるにもかかわらず、その辺は、予算はこういう金額の変更のときも、その金額については全然、考慮されていなかったと思っております。なので、これは法人の事業になるのかもしれませんけれども、やはり

その辺についてはきちんと話し合って、その後の、どんな事業になるかによって、どういう人材を確保するかというのは、相当、影響してきます。それは結局、入居される方の状況に関わってきてしましますので、その辺の説明は丁寧にしていただきたいと思います。それぞれご相談に乗ってというご答弁はありましたので、それは当然されるのだろうとは理解しておりますが、もう少し、個別の相談とともに、今日は議会への報告を受けておりますけれども、利用を想定されている方たちへの説明会などというのは行われないのでしょうか。ごめんなさい。今までのご説明にあつたら、聞き漏らしたのかもしれませんけれども、その点をもう一度教えてください。

○佐藤障害者施策推進課長

まず、人件費等のお話がございました。今回は、都の補助金等の部分も含めて、事業者側の調整で時間を要したというところでございますが、当然、区のほうで今回、土地貸付けというようなこともございますので、そういったところで、こちらの施設を事業者が運営するに当たって、区側の瑕疵等で何か出てきた場合については、当然、そういった部分は、こちらの対応が求められるところでございます。今のところはございませんが、そういったところが出てきた場合は、当然、対応については、こちらでもさせていただくことになります。

それから、人件費のお話がございましたけれども、今年度からグループホームの運営に関して、運営費補助という形で、支払いの区分に応じた事業者への補助等も行ってございますので、そういったところを含めて、事業者の運営に関しては、区としても支援をしていきたいと考えているところでございます。

利用者側への説明会というところにつきましては、開設に合わせて、こちらの見学等も含めた説明というのは行ってまいりますので、そういった形で、こちらの開設の周知も含めて、この内容そのものについての説明会というのはまだ行う予定はございませんが、開設が近づいてまいりましたら、施設の説明・見学というところでは考えているというところで、事業者とも確認しているところでございます。

○吉田委員

ぜひよろしくお願ひいたします。この運営法人が、この事業ではなくて運営されているところは、大変誠実に対応はされているとは伺っておりますが、一方でやはり、失礼ながら、人材というのが十分にある法人ではないのではないかと、周辺の事情から考えているので、やはりこれを引き受けさせていただいてしっかりと運営していただくためには、かなり区としても、補助になるのか、話合いというか、そういうことになるのか、どのレベルまでになるかは分かりませんけれども、しっかりと区としても関わっていただきたいなと思って、その辺を強く要望しておきます。これは要望にとどめます。

○田中委員長

ほかにございますでしょうか。

○やなぎさわ委員

1点確認なのですけれども、開設時期が遅くなったということで、それに伴って、区から法人に対して何かしらのペナルティなどといったものはあつたりするのでしょうか。

○佐藤障害者施策推進課長

特段、ペナルティというようなところはございません。ただ、貸付けは一応、期間を決めてやっている形になりました、その部分については、それを遅らせるというようなところまでは想定しておりませんので、そこの契約期間に対する事業の一環というのは、若干ではございますが、そういった部分で影響が全くないとは言えない状況でございますが、特段、これに対して何かこちらから課すというところ

はございません。

○やなぎさわ委員

小山七丁目のグループホームのプロポーザルの実施要領に開設時期というのがありますて、ここに、令和7年度中に開設してくださいと書いてありますて、ぎりぎり言えば、令和8年3月31日までなのかなというところで、それが遅くなってしまったというところで、一応、公募概要にはこういうふうに期限を定めてあるというところではありますけれども、遅れてしまったからといって、何かしらのことは、特に何も、その辺はもう、おとがめなしということでよろしいのでしょうか。確認です。

○佐藤障害者施策推進課長

おっしゃるとおり、事業者の公募の時点ではそういった形でさせていただいておりましたが、今回の理由に関しましては、社会情勢等に鑑みて、やむを得ない理由というところで考えておりまして、そこについては、特段の対応というのは予定していないところと考えております。

○やなぎさわ委員

続けてなのですが、貸付期間が30年ということで、使用貸借の契約から30年ということなので、そうなると、これは3か月ずれたことによって、契約期間の開始と終了はずれてくることはあるのでしょうか。教えてください。

○佐藤障害者施策推進課長

こちらの契約の開始期間については当初の想定どおりで進めてございまして、そこを変えるところまでの予定は、ずれた時期を鑑みまして、予定はしていないというところで、業者とも確認しているところでございます。

○やなぎさわ委員

ありがとうございます。今回そういった、やむを得ない事情でということで、先ほどの、あくつ委員との質疑の中でも詳しくいろいろ事情をお伺いしたので、ある程度理解は進みましたけれども、やはり、こういった資材高騰を含めた延期ほか、最近で言うと元芝都営アパートの跡地の施設なども、物価高騰によって、決まった後で撤退してしまったなどといったことが、やはりいろいろ相次いで、これからも同じようなことが起き得るのではないかということを非常に危惧しております、昨日の質疑でもいろいろありましたけれども、やはり民設民営だと、そういったリスクがより高まるのではないかとは、個人的には危惧しております、今回はもう契約して決まってしまっていることですけれども、やはり民設という方式だと、こういうリスクがあるということを、やはり区側としても受け止めてほしいといいますか、そういうリスクは常に想定していただきたいと考えておりますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○佐藤障害者施策推進課長

同様の事例というのですか、民設民営というところでは、戸越四丁目に、令和8年度開設を想定しているグループホームがございます。こちらについては、そういった情勢も踏まえて準備を進めているところで、こちらに関しては想定どおり進んでいるというところもございますので、今回の事例も踏まえて、そういったところの確認・調整等は十分にしていきたいというところでございます。

それ以降、区の整備案件というようなところでは、グループホームについては今のところ出ているものはございませんが、出石つばさの家もそうですけれども、施設の内容や規模によっては、当然、区立案件というのも全くないというところではございませんが、一方で、昨日の質疑でもございましたけれども、民設民営のメリットもございますので、そういったところについては施設の規模や内容といった

ところをよく確認しつつ、どういった形で運営していくのかというのは、その都度、判断していきたいと考えております。

○やなぎさわ委員

そうですね。やはり開設時期が遅れてしまうというのは、利用を希望されている方、区民の方にとつては機会損失にもなると思いますし、様々な計画というか予定も狂ってきててしまうと思いますので、ぜひその辺は慎重に検討していただいて、もし民設民営になった場合でも、しっかりと伴走していただいとて、常にチェックといいますか、事業所の状況を聞きながら、もし何か不測の事態があれば、早めに動けるというか、対応できるような体制を取っていただければと思います。

○田中委員長

ほかにご発言はありますでしょうか。

○鈴木委員

先ほど入居者の区分が4以上の方を5名以上受け入れるということで聞いているということだったのですけれども、中重度ということなので、支援区分の5や6の方がすごく入れないというのが、この間、議会にも陳情などがあったりもしていますけれども、区としては、5や6の重度者の方をこのグループホームに入居させてほしいというふうなことというはどう考えられているのか。それから、重度の方が入れるグループホームの施設としての整備というのがされているのか。その点をお聞かせください。

○佐藤障害者施策推進課長

まず区分でございますけれども、併せてこちらも、先ほど出ました事業者公募の段階で、中重度をというところでの施設の運営というところでしておりますので、そこについては、先ほども4以上ということで申し上げましたけれども、5・6というところも視野に入れて入居していただけるような形で、事業者とは、申込みの流れも含めて検討いただいている。基本的には、入る方がいる想定で進めているところになります。

設備ですけれども、支援区分だけで、お体の状態などがどのような方が入られるかというところはなかなか難しいところがございますが、バリアフリー的な設備、スロープやエレベーター、それからリフト浴対応の居室等も設計ではしていると受けておりますので、一定程度の対応はできると認識しているところでございます。

○鈴木委員

品川区の場合、中重度という形で、いつも対象をそういうふうに言われていますけれども、世田谷区の計画を見ると、軽中度と重度ということで、グループホームがどれくらい必要かという所要量を出して、それをどう整備していくかという計画にしているのです。そういう点でいうと、「中重度」というと、「中」の方がたくさん入られて、結局、重度の方がなかなか入れないという状況になっていくのではないかと思いますので、その辺のところは、区としても重度の方をこれくらいという、これから所要量も出して、整備計画も検討していただけるということなので、どの程度の重度の方の必要量があるのかというあたりも、およそ検討がついている部分というのもあると思いますので、そういった意味では、中重度と一くくりにして中度の方をたくさん入れるというのではなくて、重度の方もしっかりと入れていただけるようにということでお願いしておきたいと思います。

○田中委員長

要望で承りました。

ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

それでは、ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 品川区立障害児者総合支援施設の指定管理者候補者の選定について

○田中委員長

次に、(2)品川区立障害児者総合支援施設の指定管理者候補者の選定についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○松山障害者支援課長

それでは私から、品川区立障害児者総合支援施設の指定管理者候補者の選定についてご説明いたします。

1、趣旨でございます。品川区立障害児者総合支援施設の指定管理者の選定については、令和2年10月に公募を行いまして、令和4年10月から現地指定管理者による運営を開始いたしました。令和9年3月をもって指定管理期間が満了となるため、新たな指定管理期間における指定管理者候補者の選定を行うものでございます。

2、指定期間満了を迎える施設の名称、所在地、指定期間等でございます。（1）名称は、品川区立障害児者総合支援施設、（2）所在地は南品川三丁目7番7号、（3）現指定管理者は社会福祉法人福栄会、（4）現指定管理期間は令和4年10月1日から令和9年3月31日でございます。（5）新指定管理期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間でございます。

3、指定管理者候補者の選定でございます。

（1）選定方法は、公募によらず特定の事業者を選定いたします。施設の設置目的や事業内容などに特別な理由がある場合は、公募によらず特定の事業者を選定することができるものとする「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」の規定に基づき、現行の指定管理者を、指定管理者候補者選定予備委員会および指定管理者候補者選定委員会におきまして、指定管理者候補者として特定して選定いたします。

（2）選定委員会および予備委員会の設置をいたします。選定に係る審議事項等を第一次に審議する機関として予備委員会を設置し、予備委員会はその審議結果を選定委員会に報告いたします。選定委員会は、有識者委員を加え、予備委員会の審議結果を踏まえまして総合的に審議・評価し、指定管理者候補者を選定いたします。

（3）選定基準につきましては、記載のとおりでございます。

裏面をご覧ください。4、指定管理者が行う業務は、品川区立障害児者総合支援施設条例第4条に規定する業務でございます。（1）児童発達支援センター、（2）地域拠点相談支援センター、（3）訪問系サービス、（4）日中活動・短期入所系サービス、（5）地域活動支援センター、（6）総合的な施設の管理運営、（7）区長が必要と認める事業でございます。

5、今後の予定でございます。12月に予備委員会および選定委員会を開催し、指定管理者候補者を選定いたします。令和8年2月に第1回区議会定例会にて指定管理者の指定議案を提出いたしまして、ご審議を行っていただく予定でございます。

○田中委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○鈴木委員

ぐるっぽは、開設したときには、グローと、ゆうゆうと、愛成会ということで、3法人の共同事業者で開設して……。

[「日精看」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員

日精看とで開設したわけですけれども、それですごく利用者の方々からは、何というのですか、評価が高い状況の中で、変更になるというときには、障害者団体の会長の連名での陳情や利用者有志など、特別支援学校のPTAなどからも継続を求める陳情や要望書などが提出される中、今回の福栄会に替わったという経過があるわけですけれども、なぜ替えないで継続してほしいかというところにも、高い満足度調査の結果が現れていたり、専門性の高い支援に対しての感謝や、継続を求める切実な声が多く寄せられていたという状況や様々な当事者の方や当事者の家族の方々からの継続の要望があったわけです。その中で福栄会に替わったという経過があるわけですけれども、そういうところで福栄会が4年半たって、今回、改めて公募によらない特定の、福栄会ということできらに5年間の指定管理の期間ということになるわけですけれども、本当に異例だったと思うのです。3年間で替わったということも異例でしたし、これだけ利用者の方々から継続を求められていたにもかかわらず替わったというのも本当に異例だったと思うのですけれども、その中で4年半たって、様々、利用者の方の思いだったりというのがあると思うのですけれども、そういう中で、利用者や家族の方々のアンケートや、その当時、満足度調査というのもされて、その満足度調査の中でも、すばらしい、当事者の家族の方々からの、何というのですか、ここに来て、これだけ子どもが成長していくという喜びだったりということが、すごく様々寄せられていたわけですけれども、そういう経過を踏まえての今回の4年半というところを考えたら、改めてアンケートや満足度調査、利用者の方々の思いを聞き取るようなこともぜひともやっていただきたいと思うのですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○松山障害者支援課長

利用者満足度調査のお尋ねでございますが、品川区の指定管理者制度の運用における実施要領によれば、3年目に実施しておりますので、その利用者満足度調査を踏まえて、今回、選定委員会や予備委員会にて審議いただくような形を取っております。

また、令和2年度に実施いたしました指定管理者の選定においては、設置目的を踏まえて、課題であった建物全体の管理を含めた総合的かつ一体的な施設の管理運営を行ってもらうために、異例ではありますが公募せざるを得なかったという実態がございまして、今回の場合につきましては、建物全体の管理運営を含めた総合的かつ一体的な施設運営を既に行っていただいているという状態でございますので、通常のとおり、利用者満足度調査も含めての選定委員会・予備委員会でのご審議を頂くような形を取っております。

○鈴木委員

その満足度調査というのは、前のときは情報公開でないと取れなかつたのですけれども、それは公表されているのでしょうか。やはり情報公開でないと取れないという状況になっているのか、伺いたいのと、その当時、何というのですか、福栄会と、この指定を受けていたところと、満足度調査は両方ともされているのですけれども、すごく大きな差があったのです。具体的なコメントの欄のところも、本当に感謝を述べる言葉がすごくたくさん出されているのに対して、福栄会のほうはいろいろと、こうして

ほしいという要望がすごく出されていたりということで、明らかにこの満足度調査の中では、一番初めに指定管理者となったところが要望されているという満足度調査の変化というのがあったのですけれども、そういう点で、改めて、福栄会になって4年半たちますけれども、3年たったところで満足度調査をやった結果というのは、その前に指定を受けていた事業者と遜色ないような満足度調査の結果が出されているのか、そういうことも踏まえての今回の指定管理者、特定の事業者ということで公募によらないという選択をしたのか。その点も教えてください。

○松山障害者支援課長

利用者満足度調査でございますが、こちらの品川区の指定管理制度の要領によりますと、公表することをしているものというのは規定されております。また、満足度調査を踏まえて、選定委員会や予備委員会でのご審議を頂くものですので、それ以降ということになろうかと思います。

また、公表することについては、満足度調査は特にこちらに規定されているものではございませんので、情報公開での対応ということになろうかと思っております。

また、前指定管理者の方々も支援に対してはすごくすばらしいものがありました。ただし、利用者人数については、かなり少数の人数に対して、満足度が高い支援をしていただいたという実態がございます。区としては、多くの方を受け入れていただくようにお願いしておりましたが、今現在、現指定管理者には多くの方を受け入れていただいておりますので、今回、このように選定についてということで、通常の流れどおり、ご報告をさせていただいているものでございます。

○田中委員長

ほかにございますでしょうか。

○あくつ委員

ご説明ありがとうございました。

現指定管理者に替わるときには、私も厚生委員の一人で、何人かいらっしゃったと思いますけれども、当時も松山課長だったと思って。いや、違うか。施設担当の課長がいらっしゃいましたけれども、相当議論をさせていただいた記憶があります。

それを話し始めると、もう1時間以上かかってしまうので、私もこの4年半、ちょうど私の地元なのです。例えばお祭りのおみこしがこちらに寄せてもらったり、子ども食堂を今やっていますので、子ども食堂の手伝いを町会としてしたりといったことで、非常に地域密着型で、さすが福栄会だなというところで、非常に運営についてはあまり、何というのでしょうか、批判的なお話はそれほど聞いていない。私のアンテナの問題もあると思うのです。利用者からは実際はいろいろなお話はありました。ただ、やはり、先ほど課長のご答弁でもあったように、非常に前の事業者が満足度が高かったので、すごくハードルが高い中での引継ぎをされたというところで、必死に頑張っておられる様子が、もう手に取るよう分かったので、相当ご苦労をされてきたこの4年半だったのかなというのは、もう率直にこれは認めざるを得ないというか、施設長をはじめとして、福栄会本体として非常に、当然、費用も予算も相当かかっているなというのも感じていました。まだいろいろな課題はあると思うのですけれども、そういう中で、今、一生懸命やられているということは、私も率直に感じています。

その上でなにすれども、今回は「公募によらず特定の事業者を選定する」とあるのですが、施設の設置目的や事業内容に特別な理由がある場合は、公募によらず特定の業者を選定することができるという基本方針なのですが、これは今までということなのでしょうか。これは、次の5年後もそういうことになるのでしょうか。当然、今までそうでしたし、この方針が改定される前は、そういった方針

で、もう随意契約ではないですけれども、随意で指定管理が決まっていたということがあって、方針が改定になって一応 5 年ごとということになっていますが、やはり、この方針の改定によって緊張感が保たれるというか、この 4 年半は本当に頑張ってこられたことは私も認めますけれども、次、選ばれるのだということがないと、やはり安寧の中で、どうしても緊張感が薄れていくと、サービスに課題が出てきてしまう可能性もあるので、そこのところを、5 年後についてはどうなるのかということを、まず確認させていただきたいと思います。

○松山障害者支援課長

品川区指定管理者制度の活用における基本方針でございますけれども、公募をせずに指定管理者候補者を選定する場合においてというところは、当初の運営期間終了後、連続して 10 年を限度として選定をすることができるということになっております。そのため、最長であれば 15 年ということになります。ただし、やはり委員がご指摘のとおり、そのまま何も変化せずに継続していくということではなくて、昨日の委員会でもご報告させていただきましたように、日中一時支援の環境整備や定員を増やそうということに努められたり、今後、児童発達支援センター、そして大人の地域生活支援拠点として、やはり品川区の中でも大人と子どもの拠点であるのは「ぐるっぽ」だけですので、当然ながら、まだまだ課題や、この先やっていただきたいことが、大いに区としても期待しているところですので、あまり緊張感を絶やさず、未来にまたさらに拡充していくというのは、区も常日頃から伝えているところでございます。

○あくつ委員

ありがとうございます。では、あと 10 年間は可能性としては継続する可能性がある。ただ、やはり利用者にとってみれば、内容がよければ当然、継続性を持たせたほうが、利用者は障害の特性も様々あると思うのですけれども、やはり安定。だからこそ前回、かなりもめたということもあったのですけれども、そういうところですので、その点については、議会はじめ地域も含めて、しっかり見ていきたいと思っております。

○田中委員長

ほかにございますでしょうか。

○吉田委員

ご説明ありがとうございました。

私も、特に福祉などという、特別という言い方はかえっていけないのかもしれませんのですけれども、そういう対応が求められる施設について、あまり指定管理者がぐるぐる替わるよりは、安定したところでという考え方も、一定あると理解しております。私は、この指定管理者が替わった当時、厚生委員会にはいなかつたのですけれども、議事録はみんな読ませていただいて、かなりのすごい議論の中で、いろいろなことが決まっていったなど。それについては意見を言える立場でもなかつたので、割と外から眺めているという。質問や、そういうところには取り上げましたけれども、眺めざるを得ない状況でした。

やはり指定管理者が替わった当初は、私のところにも様々なご意見があつて、ヒアリングさせていただいたり、それぞれの事業者、外れたという言い方をしていいのか分かりませんが、指定管理を外れた方からもご意見を伺つたりして、なるべくバランスのよい視点で、この事業の継続を見させていただいておりました。

今、現状としては、例えば強度行動障害の方などを相当、ここの施設が、引き受けているという言い

方をしていいのかどうか分かりませんけれども、現状そうだということです。それについては、もう本当にほかにないというか、あまりないわけですので、ありがたいことだと思っております。

今度、継続となるときに、今度、一方でその点は気になるのです。継続で、安定した運営かもしれないけれども、強度行動障害の人を相当引き受けているということについては、こここの運営、指定管理者側としても、このままでいいのかというのをちょっと心配しております。もちろん保護者の方にしてみたら、ここで引き受けてくださるということはすごくありがたいことなのでしょうけれども、一方で強度行動障害の方たちにとっての、ふさわしい設備などが建物に今……。最初の設計のところでも、そこまで想定していなかったように思うのです。そのとき私は総務委員会にいたので図面を見たのですけれども、図面は詳しくは分からぬのですけれども、かなり、おしゃれなデザインと言っていいか分かりませんけれども、強度行動障害の方たちの受け入れのための状況がきちんと整っていたかというと、その後、視察に行かせていただいたときも、これはちょっと危ないのではないかと。例えば、本当に角がとがっていて、テーブルの角がとがったままで、後から丸く補強してあるようなところもあって、そうすると、指定管理となると、建物の管理などもその事業者の責任になっていくわけです。その辺のことが、次の指定管理の間に、このまま強度行動障害の方をどんどん引き受けるということはないと思うのですけれども、何というのでしょうか、状況が変わったことについて、施設も状況を変えざるを得ないというところがあるのではないかと思うのですけれども、今度の指定管理の新たな契約の中で、その辺の条件整備というのか、その辺は事業者とも議論をした結果、両者の合意というふうに理解したいのですが、そういうことでよろしいでしょうか。ちょっと説明していただけたら。

○松山障害者支援課長

建物管理の部分でございます。前指定管理者も、強度行動障害の方を受け入れるという想定はございまして、そのために、落ち着けるように個々の空間を設けているというようなしつらえかと思います。

ただし、強度行動障害の方の行動特性によっては、やはりなかなか全ての方に合わせるというのは最初からは難しいので、その方の行動特性によって、ここは危険だということであれば、今も軽微なものについては、即、対応させていただいておりまして、そういう意味では、ぐるっぽにおいても複数名、強度行動障害の方を受け入れていただいておりますので、その方の安全性、あるいは周囲の通所者の安全、職員の安全も含めましてですけれども、建物管理に日々、努めているところでございます。

○吉田委員

分かりました。強度行動障害の方の受け入れとなると、別にその方に何の責任もないわけですけれども、やはり周りの方たちとの両方の安全を図っていただきたいのと、それから今、設備のことをおっしゃつたので、いろいろなことを思い出してしまったのですけれども、例えば障害者の方たちと一緒に視察に行ったときに、トイレが、私たちの目から見るとよくできたトイレで、きちんとユニバーサルベッドも当然のことながらつけられていたのですけれども、1個は、ドアがすっと開いていて、それで自走の車椅子の方が自分で入ろうとすると、その間にすっと閉まってしまうのです。だから、その方は結局、せっかく1人で行動できるのに、1人でトイレに入れない。それで、何で自分たちに相談してくれないのかと、私はすごく叱られたのですけれども。それと、ユニバーサルベッドがついているのですけれども、このユニバーサルベッドの角度で、どうやって車椅子を止めたらいいのだというのも、私は叱られました。だから、そういう不具合というのは、作ってみて初めて分かるところもあるではないですか。できたら事前に、そういう方たちに参加していただいて、これだと不具合がありますというのを指摘して、そこで修正が望ましいのですけれども、後から分かることも当然あって、指定管理者が替わるとき

というのは、やはり管理の責任も新たに発生するというので、せっかくという言い方が合っているか分かりませんけれども、指定管理者の変化のときに、改めてそういう点検をする機会にも、ある意味では区切りとしていいのかなと思うのですけれども、その点についてはいかがでしょう。それで、今指摘したのは直っていますかというのも、伺いたいと思います。

○松山障害者支援課長

設備についてでございますが、やはりベーシックなしつらえや、あるいは、おっしゃられるような個別のことにつきましては、対応できるものは区と一緒にになって対応しているところでございますし、例えば現指定管理者が、非常にここが使いにくいといったものにつきましては、またご提案を頂いて、区と協議の上、また予算を確保し、より安心安全な環境を整えていくという方向には変わりはございませんので、また次のときに向けて、こうしたいというご提案は頂けるものと考えております。

○吉田委員

今お話ししている間に、だんだんいろいろなことを思い出してきてしまってごめんなさい。

○田中委員長

それはおいおい、ゆっくり。

○吉田委員

ですが、いろいろあったのです。避難についても、エレベーターが使えるか使えないかなど、非常用電源は別に確保されているエレベーターだと確認したのですけれども、結局、避難のときには使えないということも分かりましたし、ぐるっぽ自体、建物自体の問題ですので、指定管理者の責任の範囲ではないかも知れないですけれども、運営に当たっては、避難をどうするかなどということは、そういう不具合が運営に影響してきてしまうと思うのです。だから、ぜひその辺については、指定管理者切替えの時期というか、そういうものを契機に十分話し合っていただけたらと思います。それで、改めて修正された点があったら、ご報告いただければ大変うれしく思います。

○田中委員長

ほかにご発言はありますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田中委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 発達障害・思春期サポート事業について

○田中委員長

次に、(3)発達障害・思春期サポート事業についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○松山障害者支援課長

私から、発達障害・思春期サポート事業についてご報告いたします。

発達障害・思春期サポート事業につきましては、発達障害や特性のある思春期以降の児童とご家族の相談等を委託して実施してまいりましたが、委託先の受託終了の申出を受けまして、検討・調整をした結果、同事業の各サービスについては、ほかの事業へ統合するため、同事業については令和8年3月末日で終了いたします。

1、経緯でございます。本年9月に、委託先のN P O法人パルレから、「事業開始当初と比較して、

支援体制が充実し、一定の役割を果たしてきたこと、障害児通所支援の利用増加に伴い、障害児の計画相談が増加傾向にあり、既に実施の計画相談事業所に注力したいため、発達障害・思春期サポート事業について受託を終了したい」旨の申し出がございました。

2、現行の事業でございます。小学校高学年から大学卒業年齢の発達特性のある児童と家族を対象とし、ア、発達障害児と家族の相談支援、イ、発達障害児の自立支援、ウ、普及啓発・支援者養成等を行っております。

3、対応についてでございます。現在の利用者につきましては、統合先の事業所において引き続き支援を行うとともに、さらに区全体として、発達支援・家族支援・事業所支援等について充実させてまいります。

(1) 令和8年度以降の対応についてでございます。現行サービスについては、以下のとおり統合いたします。現行サービスのうち、①ア、発達障害児と家族の相談支援と、イ、発達障害児の自立支援につきましては、発達障害者支援施設で実施いたします。統合理由でございます。同様のサービス、発達障害の方やご家族からの相談を、同じ建物内の地域拠点相談支援センターで実施しているためでございます。また、現行のうち、②ア、発達障害児と家族の相談支援と、ウ、普及啓発・支援者養成等については、2か所の児童発達支援センター、品川児童学園と大原児童発達支援センターで実施いたします。統合理由でございます。児童福祉法により、児童発達支援センターは「地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関」として位置づけられており、発達支援・家族支援・事業所支援等が求められているためでございます。

裏面をご覧ください。(2) 令和7年度、今年度の対応についてでございます。統合後の事業開始は令和8年度でございますが、「ア、発達障害児と家族の相談支援」、「イ、発達障害児の自立支援」につきましては通年で利用があることから、引継ぎなしに対応することが困難であるため、引継ぎのための人件費等について予算流用にて確保し対応いたします。

4、スケジュールについてです。今後、発達障害・思春期サポート事業の利用者へ周知し、令和8年1月から引継ぎを開始いたします。今ご利用いただいている方につきまして円滑に引継ぎが行われるよう、区と現委託事業者と引継ぎ先の事業者と、協力しながら調整し、進めてまいります。

○田中委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○鈴木委員

パルレの発達障害・思春期サポート事業ということで、「ら・るーと」ですよね。この事業を行って、どれぐらいいたつか。何年前ぐらいからされている事業なのか。それと、この事業に対しての区の評価はどういう評価だったのか、伺いたいと思います。

○松山障害者支援課長

まず、発達障害・思春期サポート事業の開始年月ですが、平成20年9月から開始しております。

評価についてでございます。発達障害という名前が世の中になかなか浸透する前から、先駆的にこの事業を受けて、利用者の方に一人一人丁寧に支援しているところでございます。事業者からもございましたように、本当に事業開始当初と比較して支援体制が充実してきたということで、一定の役割を果たしてきたということで、ご自分たちもそのように思っておりますし、区としましても、発達障害に特化したところとして、この事業を評価してまいりましたので、今回、事業者からの申し出というの

に区としても驚いておりますし、現利用者の方がお困りにならないように、今年度1月から3月の間に引継ぎをしていただく。それで、3月終了までは、きちんと委託の事業を執行していただくことになっております。ご本人たちも非常に、この事業に対しての思い入れもあるが、計画相談事業所も別に持っていることから、そちらの事業に注力したいということでしたので、区としては苦渋のところではございますが、選択を受け入れたということでございます。

ただし、そのバトンは、児童発達支援センターや発達障害者支援施設に渡されるという流れが来たのかなと思いまして、非常にNPOパルレについては感謝を申し上げたいと思っております。

○鈴木委員

私たちも、毎年、どんな思いでされているのか、どんな状況なのかということで、障害者団体の皆さんと懇談させていただいているけれども、パルレともずっと懇談させていただいて、本当に熱心な質の高いサービスをしていただいているのだなという、何というのですか、熱い思いをいつも感じさせていただいていたところなので、こういう報告があるというのは、ちょっとショックというか、驚きを持って私はこの報告を見させていただいたのですけれども、利用状況というのが、どれくらいの方が利用されているのか、その件数や利用人数などを教えていただきたいのと、それからパルレは相談も、思春期ということで、小学校高学年か、4年生以後ということで対象で、それまではぐるっぽで相談を受けて、それ以後はパルレという感じで、すみ分けをしていた部分というのもあると思うのですけれども、そういう点でいうと、4年生以降の場合も全部、今度は大原児童発達支援センターとぐるっぽで相談を受けるということになっていくのか。その点についても伺いたいと思います。

○松山障害者支援課長

まず、利用人数についてでございます。まず相談については、この1年間で相談されている方が約200人程度でございます。ただ、頻度は個々に異なりまして、電話は例えば月50件、本人の相談は月10件程度、それから家族面談につきましては月85件程度と聞いております。ご家族の方が主流でございました。

また、自立支援として、ゲームや鉄道など、共通の趣味、興味がある小グループ活動を組んでおりまして、その活動の支援も行っております。このグループ活動については非常に人数が少なくなっております、例えばソーシャルクラブの登録実数としては7人です。それから、ら・るーとユースの登録実数は10人、デイタイムジュニアの登録実数は1人、ボードゲームクラブの登録実数は2人、鉄道クラブの登録実数は4人ということで、このグループ活動については少人数であったというところでございます。それから、個別活動の支援として、登録実数は18人というところです。こちらも18歳未満が大半で、成人が1人という状況ですので、そのほかは、ペアレントトレーニングの家族支援や啓発講演会を行っていただいておりました。したがいまして、引き継ぐのに必要な方につきましては、相談のところと、あと小グループ活動等の、実際に施設に来ていただいている方に対しまして、区としてはきちんと円滑にご利用いただけるように引継ぎを行っていく予定でございます。そのため、同じ建物内にあります発達障害者支援施設、発達障害児者相談支援センターもございますので、そちらで、まずは今年度につきましては引継ぎ業務をしていただくということでございます。

来年度につきましては、児童発達支援センターの児童学園では、ペアレントトレーニングも既に実施しております。同じ講師の方で、同じようなスキームで実施しておりますので、ペアレントトレーニングにつきましては児童発達支援センターで、普及啓発につきましても大原児童発達支援センターもできましたので、2か所の児童発達支援センター、あるいは発達障害者支援施設でも、各センターごと、

様々な事業がございますので、その先の各センターで実施しているほかの事業につなぐといった発展的なこともございますので、そちらに統合していく予定でございます。

また、児童発達支援センターは、4年生までということではなくて、それ以降もご相談は、今実際に受けている状況でございますので、そちらの児童発達支援センターでも受けることができるということになっております。

○鈴木委員

結構、相談までに、かなりパルレも時間がかかるし、多分、児童学園も時間がかかるというのが、今、実態だと思うのです。それが、パルレがなくなったら、もっともっと、相談したいと思ってもかなり、今どれぐらいですか。何か月待ちぐらいになっているのですか。2か月とか、そんな状況になっているのかなと思うのですけれども、その辺のところは、キャパシティとしても大丈夫なのかなと思うのですけれども、ここまでこれだけ、されてきたのが16年ぐらいですよね。歴史もあって、かなり、親の面談が毎月85件もあるというのは、すごくパルレが頼りにされているというところがこういう件数にもなっているのではないかと思うのですけれども、パルレから伺ったのは、赤字のために、区独自の事業なので、全面的に区の財政で受託しているということになると思うのですけれども、それが赤字なのでやっていけないということで、諦めざるを得ないということで伺ったのですけれども、そのところは、もうちょっと助成金を増やしていただいて、続けていただくということはできなかつたのかなという思いがしているのですけれども、その点はいかがでしょうか。

それから、これから5歳児健診も始まりますし、発達障害というのが、何というのですか、これだけいろいろと分かるようになって、そんなにたたないのですけれども、どんどん支援の仕方だったりというところも研究されて、その人に合わせた支援というのも求められる状況になってくると思うのです。そういう点でいえば、発達障害の5歳児健診はやるけれども受皿がなかなかきちんとできていないのではないかというのが課題になっているときに、こういう形で、長い間の実績もあり、信頼もされ、質の高いサービスがなくなるということは、何とか継続や、また、どうしても、パルレとしては赤字のためにできないということで伺ったのですけれども、続けられなかつたものなのか。また、ほかの事業所を探してでも、この事業を継続するということはできないものなのか。その辺の考え方についても伺いたいと思います。

○松山障害者支援課長

まずパルレの状況でございますけれども、こちらのNPOパルレにつきましては、発達障害の子どもを持つ親の会として発足したというところでございます。そのために、非常に熱い思いをいつも語っていただいておりますので、こちらも熱い気持ちで支援をしていこうということで委託を続けておりました。委託事業ですので、仕様書が決まっておりますし、きちんと予算は確保してお願いをしております。あとは、今回、パルレからの申し出の中に、別に実施する計画相談事業所に注力したいためと/or>でございます。もともとパルレは、計画相談事業所が別にもう既にありますし、それは区の補助もきちんと、ほかの計画相談事業所と同様に補助金を出しております。そこで運営していただいておりますので、先ほど申しました発達障害児者相談支援センターのほかに2つの児童発達支援センター、その3か所のほかに、ご自分たちの計画相談事業所もございますので、そちらにつなぐ方もいらっしゃるのではないかと聞いております。

ここで報告させていただいてからご利用者に周知をさせていただくために、まだそういった細かな話は出ておりませんので、それぞれご利用者の意思もありますし、どのような支援を受けたいかというの

は、まだこれから確認していくものでございます。

○鈴木委員

本当に、社会的には、こういう発達障害の支援の施設というのは、これからもっと求められてくると思うのです。そういうところで、実績のある豊かな本当に熱心なところは、赤字というのは、支援を増やしてもらいたいというのは、毎回、毎年伺っていたところだったのですけれども、そういう点では状況もじっくりと聞いていただきて、区としてもできる支援をしていただきて、事業所を継続できるようなというのは、ぜひともしていただきたいという思いがしています。

○田中委員長

要望を承りました。ほかにご発言はありますでしょうか。

○吉田委員

今、鈴木委員が様々ご指摘くださいましたので、私からもやはり、赤字というのがずっと言われてきていて、赤字をどう補填しているかというと、結局、NPO法人なので、本体の事業からそれを補填していると伺っておりました。本当に重要な事業で、具体的には、今のお話にもありましたとおり、親の会の活動から始まっているので、思い入れや、ほかの相談などということについての不備というか、親の会当事者としての、その辺を十分にできるということで言えば、本当に継続していただきたかったというのが、私も正直な思いです。

計画相談に注力されるということなので、パルレのことですから、計画相談の前には、その計画を立てるための、計画だけではない相談もきっとされていくのだろうと思います。一般的に計画相談の前の相談についても、何か、区としての補填というか補助があるべきだとずっと主張しているのですけれども、その辺がいつも質問のときにはかみ合わなくて、計画相談というのはやはり、総合支援法により国から補助が入りますので、それでということなのですが、本当に、特に発達障害などという特性に、計画を立てる前の相談というのを、パルレの場合は十分してもらえるので、きっと周りの方たちの信頼も厚かったのではないかと思います。

今後は、でも計画相談事業所としては残るわけですから、その前の、計画相談に至る前の相談というのを、パルレには結局のところ、続けていただけるのではないかと、私は期待しているのですけれども、その辺の事業継続についての今後の区との関係というものについては、今後の問題として話し合いが進んでおられるのかどうか、確認させてください。

○松山障害者支援課長

今後についてでございます。今、既にNPOパルレが行っている計画相談事業所も含めて、相談支援体制促進事業ということで、区が独自に補助をしております。やはり、委員ご指摘の、計画相談の前の基本相談については、国は報酬が全くないので、なかなか計画相談事業所として継続は難しいということで、区としては平成31年度から、既に独自で助成をしているところでございますので、熱い思いを持った、発達障害の知見があるNPOパルレにつきましては、今後も、事業所の注力したい計画相談ということですので、そちらで丁寧に行っていただけるものと、区としては信じておりますので、また区との関係性が別にこれによって変わるものではございません。

○田中委員長

ほかにご発言はありますでしょうか。

○やなぎさわ委員

パルレの提供しているサービス。私も、利用者の方もそうですし、実際、ら・るーとで働いている職

員の方のお話を聞いたのですけれども、職員の方も本当に自慢できるようないいサービスを提供できているということで、非常にそういった、いいサービスというか、事業所が撤退してしまうということは、本当に区においても、区民にとっても損害だと思っていて、非常に残念な気持ちになっております。

恐らく年間2,700万円ぐらいの補助は入れていらっしゃると思うのですけれども、恐らくですけれども、やはり赤字で撤退ということを考えると、これは福祉事業のジレンマですけれども、熱心にサービスを提供しようと思って手厚くすればするほど、手間がかかって、人件費もかかって、そして赤字になってしまって、苦しくなってしまうという、その一例が起きましたのではないかとは考えておりますが、本来であれば、やはり撤退を検討しているという段階で、区のほうでも話を聞いていただいて、何か継続できる、それこそ区としてもいい事業だと考えていらっしゃるのであれば、何か存続できるような手だてみたいなものを検討していただきたかったと思ってはいるのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○松山障害者支援課長

まず、経緯と区の対応についてでございます。

私どもが伺っておりますのは、赤字で撤退ということではなくて、9月にやはり、ご説明した申し出がございまして、支援体制が充実して、一定の役割を果たしたこと、障害児通所支援の利用増加に伴って計画相談が増加傾向にありますので、既に実施の計画相談事業所に注力したいということでございました。9月に申し出があったものですから、私たちも、この先、3月で終了ということですと、やはり4月以降は引継ぎができないという話になってしまいますので、そのために急遽、区内の事業所、各センター、引き継いでいただけるような事業所にお願いしたというところでございますので、決して赤字が理由ではないということを申し上げます。

○やなぎさわ委員

急にこういった事業の撤退の話があって、引継ぎの新たな事業者を区のほうで探していただいたということで、本当にそれは大変なことだったと思って、尽力されたのだと思うのですけれども、やはり相談が9月にあったときに、例えば本音と建前があったりして、その中で、区としても非常に、質の高いサービスを利用していただいているというところもあれば、ぜひ深掘りをして、それこそ、先ほど鈴木委員は恐らく、直接パルレの理事の方に聞いて、そういう回答だったというところだと思うのですけれども、なので、やはり単純にこのタイミングで言われるということの違和感というか、そんなことが急に起きるのだと思うと、理由というのは、やはり何個かしかないと思うのです。赤字とか人手不足とか。パルレからの説明は違ったということだったのですけれども、やはり様々な可能性、実はこんなことなのではないですかというようなことを聞くぐらいは、16年以上、品川区で運営されて、信頼関係もある事業所ですから、その辺はもう少し丁寧に聞いていただいて、それこそ、いわゆる伴走するという形を取っていただくべきだったのではないかと思ったりして、だから、言葉だけをうのみにせずにというか、ぜひそういったところも、今回はこういう話で進んでしまっているのであれですけれども、踏み込んで、いろいろとお話をしていただきたいと思います。

これは要望でとどめておきまして、あとは今後の引継ぎで、別の事業所ということなのですけれども、当然、利用者の方も対応場所が変わるということもありますし、あとは、今現在、ら・るーとで働いている職員の方も、今後やはり、できれば、今、ら・るーとでお仕事をされていて、当然、相談者などと面識があったり、継続してノウハウのある方を雇用していただきたいとは思うのですけれども、従業員の方の引継ぎというのはどのようになっていらっしゃいますでしょうか。

○松山障害者支援課長

従業員の引継ぎというお尋ねでございますが、3月まではそのまま委託事業を行っていただくという前提でございます。ところが、4月にはこの事業が終了になるので、その前に引き継げないかという話は、NPO法人パルレの代表の方と、もう十分に話しをさせていただきました。この間、経緯としましても、裏の話をということでしたけれども、十分に話はお伺いして、区としても何とか3月まではお願いしたいというところがございました。その後ですけれども、パルレの従業者につきましては、パルレの法人のことですからということを受けまして、一旦、現時点ではパルレとは、特に従業者の方はパルレの従業者の方ですので、パルレの代表の方からは、それ以上の話はございませんでしたし、私どもも、もしそういう方がということは、利用者のことを考えると、相談継続を考えると、慣れた方がよろしいかと思い、そのようなご提案をさせていただきましたが、代表者の方からは、それ以上の話は今のところは特にございませんということでしたので、今年度は急な対応ということになりますので、まずは実際に同じ施設に通うということになりますと、やはり社会福祉法人げんきが対応させていただくことになります。法人内の別事業から異動させていくことを考えていただいております。そのような形で、今年度は急な申し出によりまして、まずは今年度は社会福祉法人げんきで対応していただくということになろうかと思います。来年度については、また今後、協議してまいります。

○やなぎさわ委員

分かりました。3月までは事業がまだあるということで、4月以降に関しては、パルレの今お仕事をされている方というのは、そのままパルレの中で別の事業に移ったりという可能性が一応あるから、今後撤退する事業で今働いている職員の方に対してどうのこうのは、新しい、げんきに行ってくださいなどということは特に言えないということだと受け止めてよろしいですか。

○松山障害者支援課長

パルレの従業者ることは内部のご事情に当たりますので、そこまでご説明を区には頂いておりませんが、それぞれ、パルレの代表の方、従業者の方とお話しして決めることであると、区としては思っております。ただし、区のほうは、それぞれ慣れた相談員の方もいらっしゃることから、その先の相談というのは継続していただきたい気持ちはあるのですけれども、パルレとの雇用関係の下で従業者がどのような勤務をされるのかということにつきましては、パルレの問題と捉えております。

○田中委員長

ほかに発言がありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(4) 令和8・9年度 後期高齢者医療制度 保険料率の改定(算定案)について

○田中委員長

次に、(4)令和8・9年度後期高齢者医療制度保険料率の改定(算定案)についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○山下国保医療年金課長

それでは私から、報告事項(4)令和8・9年度後期高齢者医療制度保険料率の改定(算定案)についてご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度の保険料率については、東京都後期高齢者医療広域連合が2年に1度、改定を行っております。このたび、同広域連合より、令和8・9年度保険料率の改定について、別紙のとおり算定案が示されたものです。

初めに項番1、算定案の概要ですけれども、（1）均等割額、（2）所得割率はそれぞれ記載のとおりでございまして、次年度より新たに子ども子育て支援分が生じます。（3）平均保険料額は12万3,827円で、（4）賦課限度額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、項番2、特別対策について、ただいま申し上げました保険料額については、上昇抑制のため関係市区町村の一般財源から負担を求める、括弧内記載の各相当額に係る特別対策を、令和6・7年度に引き続き実施する試算となってございます。

恐れ入りますが、おめくりいただきまして、別紙をご参照願います。左上、このたびの算定案における保険料率算定の設定条件ですけれども、（1）被保険者数は、東京都の人口推計を基に、令和8年度179万人、令和9年度178万8,000人、2か年で357万8,000人と推計されております。

（2）医療給付費は、令和4年度から6年度の平均伸び率1.66%を採用しまして、さらに配慮措置終了の影響額、2年間で約72億円を差し引いて、令和8年度1兆6,574億円、令和9年度1兆6,831億円、2か年で3兆3,405億円と推計されております。

（3）後期高齢者負担率は、10月の国通知に基づきまして13.27%。その下、（4）所得係数は、令和4年度から6年度の実績平均により1.56と推計され、国通知に基づき、令和8・9年度においても、令和6・7年度と同様に、所得係数48分の52を乗じる算定方法が示されておりまして、均等割額と所得割額の賦課割合は37.17対62.83となりました。

（5）被保険者の所得の伸び率は年間0.32%を見込みまして、（6）市区町村の保険料予定収納率は99%とされております。

（7）出産育児支援金の財政影響は2年間で44億円。1人当たり1,219円と見込まれております。

（8）賦課限度額の国通知により、医療分が80万円、子ども分が2万円でございます。

（9）子ども・子育て支援金の影響についてですが、こども家庭庁が本年5月に示しました子ども・子育て支援金制度の概要においては、全保険者の支援金拠出総額の概算見込額が年度ごとにございます。ところが、今般の国通知においては算定式が令和8年度分のみ示されておりまして、そちらに基づく2か年分の額として、125億円と見込まれております。令和9年度分については、次年度示される国通知等で詳細が示され次第、改めて算定を行うこととされております。

続いてその下、保険料の増加抑制のための施策としまして2点。まず、特別対策の実施については、（1）今後の見直しの方向性というものが確認されてございますが、今ほど来ご説明申し上げております子ども・子育て支援金の導入など、保険料の増加要因が多いため、特別対策を継続実施することとしまして、2か年の投入額は230億円と見込まれてございます。

また、基金の活用について、（2）広域連合管理している特別会計調整基金および、東京都が管理している財政安定化基金より、投入額として合わせて423億円が見込まれてございます。その下、収支内訳については、図のとおりでございます。

右側にお進みいただきまして、今後見込まれる保険料算定の変動要因としまして4点ほど記載がございますが、その下、それらを含まない現段階における保険料率算定案としまして、特別対策あり・基金を活用した上で、1人当たり平均保険料額は12万3,827円、令和6・7年度と比較しまして

1万2,471円、11.2%の増となってございます。

また、資料の中ほどの表で、公的年金収入のみの単身者で試算したものでけれども、公的年金の収入額約153万円までは、所得割額は該当しない方になります。こちらの右端、都内全体では52.71%の方が該当でして、品川区では赤文字のほう、49.29%の方ということで、ほぼ半数の方が該当いたします。

一番下の欄ですけれども、参考としまして、特別対策なし・基金を活用しない算定案が記されておりまして、その場合は1人当たり平均保険料額が13万5,153円、現在と比べて2万3,797円の増額、率として21.4%の上昇と試算がされているところです。

資料の表紙にお戻りいただきまして、項番3、今後のスケジュールですけれども、今回の試算後、本年12月の国からの通知を受けまして、来年1月に広域連合にて、保険料率の最終算定を行う予定でございます。1月の広域連合議会で保険料率等の条例改正が行われた後、2月に区におきましても、第1回定例会に、広域連合規約の変更に係る議案の上程、そして7月に、広報しながらわや、区ホームページに掲載した後、後期高齢者医療保険料額の決定通知書を、対象の被保険者の皆様にお送りする予定でございます。

○田中委員長

説明は終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○鈴木委員

令和8・9年度の保険料率の改定についての算定案というところ、別紙のほうなのですけれども、一番左側の保険料率算定の設定条件というところで、3行目なのですけれども、配慮措置終了による影響は、令和8・9年度2年間で、マイナス約72億円の公費の減を見込んだということなのですけれども、これはあれですよね。2022年10月に制度改定されて、現役並みと言われる、所得に準ずる、一定以上の所得の人の窓口負担が1割から2割になるということが、今年の9月30日までは外来窓口が1か月3,000円までという措置のことということでいいのでしょうか。

このことで、約2割ぐらいの方が、窓口負担が増えることになるのではないかと一般的には言われているのですけれども、品川区ではどれぐらいの方が増えるということになるのか、伺いたいと思います。それから品川区の後期高齢者の人数も教えてください。このマイナス72億円というのは、その分、高齢者の自己負担が増えるということになるのだと思うのですけれども、その点もひとつ教えていただきたいと思います。

それから2つ目の丸印の、保険料の増加抑制のための施策というところの、基金の活用についてなのですけれども、これは、広域連合の管理する特別会計調整基金および東京都の管理する財政安定化基金からの投入額として、合わせて423億円ということなのですけれども、財政安定化基金からの投入額というのは幾らになるのか。それから、実際に、東京都の中で管理する財政安定化基金というのは幾らぐらいになっているのか。そして、その中から幾ら、今回ここに投入するのかについて教えてください。

○山下国保医療年金課長

幾つかご質問いただきましたけれども、まず配慮措置の終了に係る、委員からのご指摘のところですけれども、ご説明については、委員がおっしゃられたとおりのところでございまして、本年9月まで、2割負担の方については上限3,000円ということで行われていたものについては、全世代型の社会保障という中で、一部、急遽、負担が増える方について、負担を軽減していこうというところから、

そういった取組がなされていたところを、10月1日からは、2割負担の方についてはそのご負担を頂くということで制度改革を行ったところでして、3割負担の皆様や、1・2割負担の皆様について、実際に財源となっている部分の数字が違いますので、今回、72億円の公費の減が見込まれたというところで認識してございます。

先ほど委員からございました、区の人数割合というところにつきましては、本日、全体の説明の中で手元に持ってきておりませんでして、もちろん一定の人数、影響を受けられた方がいるのですが、今、手元にはないということでございます。

今、赤文字のところで、被保険者数ということで、黒字は都、赤字は区ということでご説明しているところがあるのですけれども、資料別紙の右側のところで、年金収入額から見てずっと右側にお進みいただいたところで、被保険者数、令和7年6月25日時点（概算）ということでご覧いただけるかと思うのですが、こちらを足し上げると、少し大きい数字が出てくるのですが、資格を失ったり、お亡くなりになったりということは、まだこれを取り除いていない、本当に概算の数字になっておりまして、これを足し上げると4万6,000人強になるのですが、今実際、もう少しそれよりは少ない数値という状況でございます。

あと、ご質問いただいた当基金の額というところについては、まだこちらで承知しているところではございませんが、今回、広域連合と東京都で調整を進められている中で、両方の基金を活用して、こういった423億円の投入をしていくというところについては、おおむね方向性として了解されているようなところで聞いているところでございます。

○鈴木委員

財政安定化基金から、前もかなり、保険料を引き下げるために投入してきたということはあると思うのですけれども、その一番下のところを見ると、5項目の特別対策というところで、財政安定化基金拠出金がゼロになっているではないですか。なので品川区から財政安定化基金に拠出する額はゼロということなのかと思ったのですけれども、このところを拠出して、財政安定化基金をもっと投入して、保険料を、すごい額の値上げだと思うのです。これをもっと引き下げられないのかという思いがしているのですけれども、その辺のところはどう考えられているのか伺いたいのと、今回、子ども子育て支援分というのを後期高齢者にも負担させるのかという、本当にそういう問題はあると思うのですけれども、それも含めて、平均で1万2,471円、11.2%もの値上げということになるわけです。これは多分、前回もかなりの値上げだったと思うのですけれども、それでも前回は、令和4・5年のときと比べると6,514円の値上げだったと思うのです。その2倍くらいの値上げになると思うのですけれども、こんな値上げというのは今までになかったのではないかと思うのですけれども、これは今まで最高の値上げなのではないかと思うのですけれども、その点も、これまでの値上げの最高がどれぐらいだったのかも含めて教えてください。

○山下国保医療年金課長

まず、基金の関係でございます。東京都のほうの財政安定化基金における区の拠出金がゼロ億円となっているところですけれども、こちらにつきましては、基金として目標積立額をお持ちでいらっしゃるのだろうと思われるのですが、そちらのほうは一旦具備している状況で、区からの拠出は必要ないということで、この算定上、特別対策の中ではゼロ億円という形になってございます。

承知している限りで、広域連合の基金についてはこれまで活用してきたところ、東京都の基金については、前回令和6・7年度の保険料率算定においても、都の基金はなかなか取崩しをなさらなかつた

ようによく承知しているのですが、今回、都もこういった、今まさに委員がおっしゃったような現下の状況を踏まえて、都も基金を拠出されるということでは、かなり大きな一歩を示されたのかと思っておりま
すし、区からも広域連合を通じて要望しているようなところ、東京都もそういったところをいろいろな条件を踏まえてお考えいただいているところかと捉えているところあります。

子ども・子育て支援金につきましては、もう全国的と申しますか、全被保険者皆さんで負担していくこ
うという制度になりますので、後期高齢者の皆様についても、同じようにご負担いただくという考え方になります。これは、被用者保険の他の保険や、今後のところでは国民健康保険でも同様の状況が生じ
てくる。皆様で令和8年4月1日からご負担いただく、お支払いいただくようなものになります。

最後にございました、後期高齢者医療保険料の上昇の率というところですけれども、今回、先ほど冒
頭ご説明申し上げましたように、11.2%の増というところでした。その前のところでは、令
和4・5年度から令和6・7年度にかけては6.2%、あと平成30・31年度から令和2・3年度に
かけては4%といったようなところ、あと、もう少し古くは6.8%増といったところもあったの
すけれども、今回11.2%ということで、2桁に乗ったというところについては、これまでにはない上
昇幅であるというところは言えるかと思います。

他方で、繰り返しになりますけれども、そういった上昇を抑制していくのだというところでは、これ
まで使っていなかった基金についても、423億円という規模で投入されるということを想定した算定
案が今回示されておりますので、一定、ご負担が減るように努めてきたところですけれども、現状はこ
ういった状況だというところでございます。

○鈴木委員

本当に高齢者はもう、ほとんどが年金収入しかなくて、収入を増やしたいと思っても増えないわけ
です。それで、本当に人生のもう最終盤というときに、物価高で本当に生活が大変な中、これだけの値上
げに耐えられるのだろうかと思うぐらいの値上げだと思うのです。それで、これから広域連合で決定す
るのは12月ですか。そこに向けて、もう少し、これが何らかの要因で下がるということはあり得るの
かどうか、伺いたいと思います。

それから、こんな物価高のときだからこそ、財政安定化基金拠出金はゼロということではなくて、これ
も区からも出して、そしてもっと基金の中から、今回423億円ということですけれども、これは東
京都全体での額ですから、品川区に合わせるとどれぐらいになるのか分からないですけれども、これを
もつと増やして、幾ら何でも、11.2%の1万2,000円を超える値上げというのは本当に厳しい状
況なので、何とかこれをもっと下げるというところで、区としても発言していただけないかなと思うの
すけれども、そういう可能性というか、そういうところはどうでしょうか。

○山下国保医療年金課長

後期高齢者医療の保険料につきましては、広域連合が保険者ということで、この間、算定されてき
ているものを区でも受けて、連合規約の改正ということで助成していくという形になります。先ほど委員
からは、下げる要素としてというところがございましたけれども、別紙の右側に記載がございます保険
料算定の変動要因としましては、診療報酬の改定や、その他、税制の改正等の影響ということで、それ
が増える要因、減る要因、それぞれ様々あろうかと思うのですけれども、繰り返しにはなりますが、特
別対策の実施を継続していくことと、基金を有効に活用していくところを踏まえて、今後、
本算定というところを見据えてまいりたいと考えてございます。

○鈴木委員

本当に、国の税金の使い方ということに根本的になってくるのだろうと私は思いますけれども、今、病院なども、もう6割が赤字で、自治体病院は9割が赤字と言われて、本当に医療の現場で働く人たちも賃金が上がらずに大変な状況の中で、やはり診療報酬の引上げというのは、どうしても必要なです。やはり国が軍事費に巨額の税金をつぎ込むのではなくて、こういうところにこそ使うべきだということは申し上げておきたいと思います。

○田中委員長

ご意見として伺います。

ほかにご発言がありますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田中委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で、本件および報告事項を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩といたします。

○午後0時11分休憩

○午後1時15分再開

○田中委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を続けます。

2 所管事務調査

高齢者とデジタル社会について

○田中委員長

予定表2、所管事務調査を議題に供します。

本日は、7月1日の委員会において決定いたしました所管事務調査項目のうち、高齢者とデジタル社会について調査を行ってまいります。

まず、理事者より資料に基づきご説明いただき、その後、ご質疑、ご意見等をお願いしたいと思います。

それでは、本件につきまして理事者よりご説明願います。

○樺村高齢者地域支援課長

それでは私から、所管事務調査、高齢者とデジタル社会についてのご報告をさせていただきます。

資料「高齢者とデジタル社会について～社会参加促進と介護予防への活用～」というタイトルの資料をご覧ください。

まず、1、背景でございます。初めに（1）高齢者のスマートフォン所持率とインターネット利用率に乖離があることに着目いたしました。資料左下の2背景の根拠の左側、背景1「スマートフォン所持率と利用率の乖離」も併せてご覧いただければと思います。

70歳代のスマートフォン所持率は、令和2年度から4年度にかけて急速に増加し、それ以降も令和6年度まで堅調に推移しており、今後も当面の間は引き続き増加が見込まれると推測されます。同様に、スマートフォンを用いたインターネット利用率も同じく増加しているものの、70歳代の所有率とインターネットの利用率の差は14.5ポイントと、50歳代の差の4.9ポイントと比較して大きく開きがございます。この2つのデータから、高齢者のスマートフォン所持率は確実に増加している一方、スマート

持っているものの電話以外の機能の利用方法が分からず、使うことができない層が一定数、存在していることが読み取れます。

次に、（2）介護予防における「社会参加」の重要性についてです。資料左下、2背景の根拠の右側、背景2「『社会参加』の重要性」も併せてご覧いただければと思います。

フレイル予防の3要素は、1つ目に運動、2つ目に栄養、3つ目に社会参加とされており、どの要素も大切ではありますが、中でも特に、社会参加をしている高齢者は予防効果が高いというエビデンスがございます。

グラフの赤線で囲んだ枠をご覧ください。運動のみ行っている右の赤枠と比較しまして、趣味と社会参加を行っている左側の赤枠はフレイルリスクが低いことが見て取れます。このデータから、フレイルには社会参加活動が極めて効果的であるということが分かります。

次に、資料右上、3普及啓発事業の実施～みんチャレアプリ～についてでございます。先ほどご説明いたしました2つの背景から、2つの課題を同時に解決することを目的として、高齢者地域支援課では令和7年度から、スマートフォンを用いた介護予防事業、みんチャレアプリを新規事業として実施しております。この、みんチャレアプリの特徴としましては、最大5人1組でチームを組成し、1日のチームの目標歩数を設定いたします。そして、スマホが自動計測した毎日の歩数と、散策中に撮影した写真、例えば公園に咲いている花などや、一言のコメントなどを併せてスマホでチーム内に投稿し、目標歩数に届いたか否かの判定をアプリが行います。その結果、アプリ上のAIキャラクターから叱咤激励などのコメントの反応があります。このチャット機能で、仲間と情報交換をしながら、多少の緊張感を持つつつも、日常生活の中で気軽に運動の習慣化と社会参加が可能になります。ちなみに、今年度は前期・後期制で実施しておりますが、前期は93名の方に参加していただき、60日間の継続率は83%となっております。

最後に資料右下、4、今後の展望でございます。この、みんチャレアプリを介して、5、介護予防事業として、スマホ教室などの「受」講者から、活動の習慣化、そして通いの場、高齢者福祉団体登録、様々な趣味活動など、高齢者のさらなる「自主」活動の拡大につながるよう、今後もスマホの利用開始と継続利活用のサポートを充実させ、高齢者のさらなる社会参加促進と介護予防事業への活用を図っていきたいと考えてございます。

○田中委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑、ご意見がございましたら、ご発言願います。

○あくつ委員

ご説明ありがとうございます。所管事務調査ですか。今回は「高齢者とデジタル社会について」というテーマで、社会参加促進と介護予防への活用ということでのテーマだったと思うのですけれども、今ご報告があったのは、高齢者のスマホと、みんチャレアプリというところの課題に対しての品川区の取組ということなのですけれども、テーマが大きかったのかどうかというところで、1点だけご説明があったのですが、これだけでいいのかというところで、何かもっとほかに、では逆に、特にやっていないということなのですか。高齢者とデジタル社会ということについて、介護予防への活用ということは、今、品川区でやられているということはこれだけでいいのかということでの確認を1つさせてください。

○櫻村高齢者地域支援課長

今回、テーマとして取り上げたというのが、先ほど委員がご指摘のとおり、高齢者のスマホ保持率と、

それから介護予防における社会参加の重要性に着目しまして、今年度から実施しております、みんチャレアプリで、その課題解決を図っていこうという取組に対してご説明させていただきましたが、高齢者地域支援課としましては、ほかにも、デジタル社会についてというところでございますと、「はじめてのスマート体験教室」や、それから「シニアにやさしいスマート教室」の展開、それから「簡単！スマートでゲーム体験」なども昨年度から実施しております、高齢者の方がデジタル社会に、デジタル化が進む中で取り残されないような形での取組というのも、全体的に進めているところでございます。

○あくつ委員

恐らく正副委員長と理事者の間でやり取りをされて、この資料が出てきたと思うのですけれども、今おっしゃられた幾つかの事業もあるということだったので、できればそれも議論の一つの中に入れていただく。なぜかというと、今回行政視察で、まさに愛知県のそういうものを、まさに今おっしゃっていた「はじめてのスマート教室」のようなものでの、ちょっとまたやり方が違うのですけれども、そういうものを視察してまいりましたので、そのことも今日伺おうかと思っていたのですが、みんチャレアプリというところだけだと話が広がらないなと思って、少し気になったので質問させていただきました。だからといって、もう今さらの話なので。

それで、我々は愛知県に今回、行政視察で行って、県全体でやっている事業として高齢者デジタルサポート事業というのをやっていて、似たような形で、こちらでは品川区ではピアサポート型ということで、高齢者の皆さんのがチームを組んでチャットで話し合いながら、様々お互いをサポートして、いろいろやり方を学んでいくということもやられているということなのですけれども、愛知県の場合だと、細かい仕組みは省きますけれども、高齢者の方ご自身が高齢者に対して、市区町村からの要請があったものを県が手配して、そこに行っていただいて、いろいろな講義をするという中で、実施件数の多い講習内容として話が出て、なるほどと思ったのが、こちらにもありますカメラの使い方などもそうなのですけれども、やはり主にSNS、LINEの使い方というところが、派遣要請があったときに一番多い要請。それをしっかりと教えてほしいと。その場でもう、LINEのアプリを入れていない方はダウンロードまでして、使い方をその場で教える。愛知県と、東京都だと少し違うのかもしれない。ただ、やはり家族とやり取りをするのに、どうしてもLINEというのが今、主なツールになっているということで、この場合はアプリの中のチャットということで、ピアの中で完結しているということなのかなと思ったのですが、そういったところでの、私がすごいなと思ったのは、LINEといえども、国民的に今すごく広がっていますけれども、1つの企業のものであるものを、そういった場においてダウンロードまでして、しかもその使い方をしっかりと教えるということまでやっているということはすごいなと思ったのですが、例えば品川区においても、何というのでしょうか、例えば最初おっしゃっていた「はじめてのスマート教室」といったところについて、そこまでやっているのかどうかというのを今回聞いてみたかったのですけれども、少し今日の資料とは外れてしまうかもしれないのですが、教えていただければと思います。

○櫻村高齢者地域支援課長

LINE等のアプリの個別のダウンロード等についてということでございますが、先ほどご説明で申し上げました「はじめてのスマート教室」につきましては、あくまでも全体的な概要の操作方法だったりというところのご説明になりますので、そこまでのご案内というのはしていないのですけれども、一方で、「スマートよろず相談」という事業もございます。そちらは、スマート体験教室と連動しまして、分からぬところでも、その他のところでもいいのですけれども、引き続き午後にご相談を受け付けるよう

な体制となっておりまして、そこではそういった、例えばLINEの使い方や、そもそもダウンロードしたいなどというご要望があれば、当然、ご本人同意の下ですけれども、ダウンロードの操作方法等と一緒に操作しながら教えるというか、そういった内容で対応してございます。

○あくつ委員

ありがとうございます。よろず相談ということで、ちょっと確認したいのは、それは誰が相談に乗るのか。例えばauやドコモなどのキャリアの方が協力してやっていただいているのかというところ、キャリアのメーカーというかなのか、それとも誰がやられているのかということをまずお聞きしたいということと、やはりそういった高齢者の方のデジタルのニーズというのは、ここにも利用率の乖離というデータはあるのですけれども、何を求められているのかというところです。写真の撮り方なのか、先ほどもありましたけれども、遠くにいる家族とのやり取りということなのか。その辺りは何かデータとしてお持ちなのか、教えてください。

○櫻村高齢者地域支援課長

まず、「スマホよろず相談」の、教えている人ということでございますが、こちらは区から委託しておりまして、アライ電機産業という業者に委託しておりまして、その受託者に講師になって教えていただいているような状況でございます。

それから、どの辺が区民ニーズが高いかといったところでございますが、今、細かい資料を持ち合わせていないのですが、スマホよろず相談の中でもアンケートなど分析を取っておりまして、LINEのご相談というのが圧倒的に多いというのが、データとして統計が取れています。

○あくつ委員

ありがとうございます。私もふだんからLINEなどは使っていますけれども、まだまだ知らない使い方もいろいろ、私は若くないですけれども、若い人たちの間でいろいろな使い方や操作方法などもいろいろあって、例えば既読にならずに中身を読むとか、私は使うのですけれども、そういう内容などといった、分からぬ内容もいっぱいあるので、例えば先ほどLINEのというところ、別に高齢者の方が既読にならずに読むことを望まれるということではないですが、何というのか、ニーズに合ったサービスというか、そういうのもこれから増やしていくべきいいのではないかと。今やっている、みんチャレアプリも、継続率というのですか、60日間ということで非常に高いということもありますし、グループ数も21グループと、それなりにあると思うのですけれども、これはこれでとても、何というのでしょうか、社会参加の意義があるとは思っています。別の意味での社会参加というところで、そういうニーズをつかんでのデジタルサポート的なものも、ぜひお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○櫻村高齢者地域支援課長

現在も先ほど申し上げておりましたとおり、スマホ教室やスマホよろず相談等で、きちんとアンケートを取ったり、それからどういったご質問が多いかななどというような分析はきちんと取りますので、ニーズに合わせた展開というのを引き続きしてまいりたいと考えてございます。

○田中委員長

ほかにご発言はありますでしょうか。

○鈴木委員

私も同じようなことを聞きたいと思っていたのですけれども、「はじめてのスマホ教室」というのは、区全体で募集するみたいな形でやっているのでしょうか。どういう形で取組がされているのか、地域ご

とにやっているなど、どんな形でやっていて、実績がどれくらいあるのかというのを教えていただきたいのと、みんチャレアプリのところも、健康になるスマホアプリ教室ということなのですけれども、ここで実績が、4教室で参加93人ということなのですけれども、これも品川区全体を対象にして、どういう形で呼びかけて、どういうふうにされているのかというのを教えていただきたいと思います。そういう要望があったときに、どういうふうに応えていただけるのかという。例えば、高齢者クラブなどで、みんなでスマホの教室をやりたいなどというときにも応えていただけるという仕組みなどもあるのか、その辺のところも具体的に教えていただければと思います。

○櫻村高齢者地域支援課長

2点お尋ねいただきました。

まず「はじめてのスマホ教室」でございますけれども、まず会場としましては4会場で実施しております、それぞれ教室は、枠が狭いのでそんなに人数はないのですけれども、今年度は延べ320名の定員でやる予定になってございます。

実績でございますが、昨年度の実績で年間を通して307名の方にご参加いただいた事業になります。具体的な場所が、大崎ゆうゆうプラザ、東品川ゆうゆうプラザ、平塚橋ゆうゆうプラザ、それから大井三丁目高齢者憩いの場になってございます。

それから、みんチャレアプリのほうでございますけれども、こちらは今、93人の方に8月時点でご参加いただいたところでございますが、これは前期の人数でございまして、前期は120名中の募集の中で93人の方にご参加いただいたところでございます。今、ちょうど後期の募集をしておりまして、後期は80名で募集しております、今、集計を取っているところでございます。

それから、呼びかけ方といったところでございますが、今年度からの新規事業というところで、まずは、先ほど申し上げましたとおり、最終的には1組最大5人でチームをつくってやるということでございますので、いきなり知らない方同士でやり取りするというのもなかなか難しいのかなというところもありまして、まずは我々から、区の介護予防事業や、先ほど委員からお話がありました高齢者クラブのような、もうある程度関係性ができているところに呼びかけに伺いまして、その中で参加を呼びかけているところでございます。また、併せて一般の枠というのも設けております。そちらは、広報しながら、区ホームページでも周知させていただいて、一応募集をかけているといったところでございます。

○鈴木委員

そうしますと、5人1組で申し込むみたいな感じになっているのでしょうか。それと、もう本当に、スマホが電話をかけるだけという人も、すごく周りにも結構いるなという思いはしているのですけれども、そういうときに、さっき申し上げたように、例えば高齢者クラブなどでスマホ教室をやりたいなどといったら、アライ電機産業ですか、そういうところで派遣してもらえるみたいな仕組みというはあるのか、その点も教えてください。

○櫻村高齢者地域支援課長

まず、2点ご質問を頂きました。

最初に5人1組でという話で、最大5人でというところで、このアプリが複数人でやるアプリになりますので、2人から一応、このアプリは5人までというような形で、その方々の状況に応じて、2人から5人で選んでいただくような形になってございます。

それから、スマホ教室への講師の派遣といったところでございますが、今は派遣という形はやってございませんで、それぞれ会場で日時が決まっている中でお越しいただくといった内容でやってございま

す。

○鈴木委員

スマホ教室というのは、どこでも結構人気でというのを聞いて、世田谷区に地域包括支援センターのこと話を聞きに行ったときも、結構、地域包括支援センターごとにスマホ教室をやっていて、結構それがすごく要望がたくさんあるというのを伺ったのです。それなので、多分いろいろとやってもらえば、そういう要望というのはあるのではないかという思いがしますので、ぜひこれからはそういう要望にも応えられる体制を取っていただけたらと思います。

○田中委員長

ほかにご発言はありますでしょうか。

○大倉委員

このグループが21グループということで、どんなテーマのグループになっているのかなどというところは把握しているのでしょうかというところで、もし把握しているのだったら、どんなテーマのグループがいらっしゃるのかというのを教えてください。これを見ると、運動や散歩などというのもあるのかなと思うのですけれども、先ほどのフレイルの予防というところでいうと、社会貢献、地域活動などというのが大きいというお話だったので、そういうところにつなげられているのかなというところが気になったので、教えていただければと思います。

○桜村高齢者地域支援課長

現在の21グループの内訳ですが、細かいところは、そこまで把握できていないのですけれども、呼びかけとしましては、区がやっている運動系介護予防事業に参加している方、それからスマホ教室に参加している方、それから認知症予防事業に参加している方、高齢者クラブなどの高齢者活動支援事業に参加している方に呼びかけをさせていただいて、この21グループが前期でそれぞれつくられたということです。

このグループのテーマなどは特に決めていないので、仲のいい方で組まれている方もいらっしゃいますし、教室の中で知り合った方と組まれている方というのもいらっしゃるということで、多岐にわたると認識してございます。

○大倉委員

分かりました。みんチャレアプリを見ると、散歩グループ、読書グループみたいな、禁煙、節酒などと書いてあつたりして、そういうテーマを持ってやっているということではないということなのかなと、今のご説明だと思ったのですけれども、もう一回、その辺を教えていただければと思います。

○桜村高齢者地域支援課長

テーマ自体は求めてはいないのですけれども、チームをつくろうかとなったときに、チーム名をつくって、例えばハードにやりたいグループもあるでしょう。なので、運動をすごく頑張ろうということで歩数なども高めにするグループもありますし、本当に健康で、緩く長く続けていきたいねという時には、話し合いをして歩数の目標値をなるべく低めに設定してなどという形でやっているところでございまして、チーム名もそのときにいろいろ話し合っていただいて、チームというか、テーマというかを決めていただくような運用になってございます。

○大倉委員

分かりました。そうすると、テーマなど、ある程度、今は持っていないけれども大体把握されているということでおいいのかというのと、やはり今のお話を聞くと、社会参加や地域活動などというところに

どうつなげていくのかというのが課題なのかなと思っているのですけれども、その辺はどういうふうにつなげていく、もうこれがつながっているということなのかどうか、またもう少し先に、もっとこういうふうにつながりをつくっていくのだと、地域貢献や地域活動、社会参加などにつなげていくみたいな方針というか考えがあるのかというのを教えていただければと思います。

○櫻村高齢者地域支援課長

まずグループの中のテーマの把握というところでございますが、現在につきましては細かいところは把握できていないというところでございますが、今後、今、結成してグループ等にテーマというか、そういったところは確認はできると思いますので、そういった把握に努めていきたいと考えてございます。

それから、今後の展開といったところで、自主活動の拡大ということで、通いの場などにどうやってつなげていくかといったところですが、これは我々も一番重要なテーマと考えてございまして、まずは今回、みんチャレアプリを入れた目的というのが、それぞれ、今は皆さんが介護予防事業に参加している「受」講者、受け身の受講者というところから、それを区の事業などでなくとも、日常の生活の中で「自主」的に地域の中で継続していく。それを応援するアプリということで、このみんチャレアプリを、日常の中の運動習慣の継続化を目的にしていることで、まず入れております。

さらに今後、みんチャレアプリがあってもなくてもということで、やりながらでもいいのですけれども、地域貢献活動につなげていただきたいというところで、区から、みんチャレアプリを通じて情報発信等もできますので、ボランティア情報の発信や、また、ちょっとこれは予定なのですけれども、そういった活動につながるように、やって終わりではなくて、実際、対面式で、例えば活動の発表会や表彰式みたいなものをやって、そこでまた地域のつながりをつくって、先ほど申し上げました通いの場や、様々な趣味活動にもつなげていっていただければと、構想としては考えてございます。

○大倉委員

分かりました。非常に、自分がやっていることが評価されるというのはいいなと思いました。ぜひ、こういった活動が次へと広がっていって、フレイル予防にも、デジタルデバイドというか、高齢者のデジタル社会への参加というところで進めていっていただければと思いました。

それでいうと、例えば、調べるとポイントなどがある、何かもらったりみたいなのも、資料では載っていなかったのですけれども、みんチャレアプリを見るとメリットがあったりするのですけれども、そういうポイントなどというのは考えていたりされているのか、やっているのかも含めて教えていただければと思います。

○櫻村高齢者地域支援課長

まだ品川区では実現できていないのですが、みんチャレアプリとしましては、寄附制度がまたできまして、協賛いただいた企業に対して、歩くとポイントがたまる制度になっていまして、それを、みんチャレアプリに参加している方が、自分が歩いたことによって取得したコインを、協賛していただいた民間企業に渡して、協賛企業から、間接的にはございますが、寄附という形を取るような仕組みがございますので、品川区も今後、そういったところができるような取組を進めていきたいと考えてございます。

○大倉委員

分かりました。台東区などで、そういうのを既にやって、寄附プロジェクトみたいなものでやられているというのも見させてもらっています、そういうのが社会に、自分たちが歩いたポイントが、例えば台東区でいうと、子どもたちにサッカーボールを寄附して、遊んでいる姿を見てもらうみたいな感じ

なのかなというところがあつたりするので、そうすると、また参加したことで、自分たちもこういう貢献ができているというところで、さらにいいのかなと思いますので、ぜひ寄附のプロジェクトを進めていっていただければと思います。

○田中委員長

ほかにご発言はありますでしょうか。

○吉田委員

今の質疑を聞いていて思ったのですけれども、やはり次の貢献につなげるというのは生きがいにつながると思うのです。自分が元気というのとともに、自分のそれが社会の役に立てるというのは、ある意味、生きがいの大きな要素になるのかなと思っていて、ずっとと思っていたのですけれども、これは社会福祉協議会の事業になりますけれども、さわやかサービスの登録や、何か、ほかにもありますよね。本当に30分ぐらいでできるお手伝いを、安くというか、一応対価を得る形でやるというところで、それに対して、予算特別委員会や決算特別委員会で質疑したときに、そもそも、さわやかサービスのボランティアをやる人というのは、みんな60歳以上、65歳以上がもう若手のほうだというのがあつたりして、でもまだまだ社会の役に立ちたいという、その世代の人たちが多いのもまた事実で、人の役に立てるだけの生活の余裕が出てきたとも言えるし、そういうところにつなげられないのかなと思うのですけれども、そういうほかの事業、例えば社会福祉協議会の事業との連携を呼びかけるなどということが次の構想に入っているのか。そうなると、ほかの組織との関係になるので、まだまだ難しいのか。その辺について、私としてはそういうことも考えていただきたいなど。

それで、社会福祉協議会の中には、皆さんご承知のとおり、子ども食堂ネットワークという名称でよかつたと思うのですけれども、そういうところもありますし、そこにはいろいろな寄附などが集まつてくるわけです。それで、具体的に、ここの子ども食堂と関係が深いという方には、そこにお手伝いができるはあるかと声をかけてくださる高齢者もいらっしゃるのですけれども、そういうのがなくても、でもそういうのに興味があるという方もいらっしゃると思うので、そういう方たちの思いを実現してあげるみたいな仕組みができたらしいなと思うのですけれども、今後の展望になると思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○櫻村高齢者地域支援課長

今後の展望といったところでございますが、具体的な取組につきましては、まだ始めていないところでございますけれども、先ほど申し上げました、みんチャレアプリにつきましては、区からの情報発信ができるアプリとなっておりまして、現在、21グループつくってありますけれども、そちらに区からお知らせ等の情報発信というのは、みんチャレアプリの管理画面からできるような形になってございますので、そういう意味での周知等はできると考えてございます。

また、先ほど申し上げました表彰式等々も今後考えているところでございますので、そういう意味での、こういった事業がありますよというところの周知もできると思いますので、社会福祉協議会とも、連携の上でにはなると思いますけれども、そういう意味でも視野に入れて検討していきたいと考えてございます。

○吉田委員

ありがとうございます。せっかくの仕組みですので、その発展形ということも、ぜひ今後検討していただけたらと思います。要望です。

○田中委員長

ほかにございますでしょうか。

○やなぎさわ委員

すみません。そもそも確認なのですけれども、「みんチャレ」というのは何の略で、正式名称は何でしょうか。

○櫻村高齢者地域支援課長

すみません。恐らくになるのですけれども、「みんなでチャレンジ」だと。今、資料を持ってきたのですが、正式な名称はたしか、「みんなでチャレンジ」だったと認識してございます。

○やなぎさわ委員

それで、これは確認ですけれども、今回の、みんチャレというのが、一応、デジタルデバイド対策にもなっているということで、みんチャレの機能を見ると、恐らくLINEを使う、疑似LINEというか、LINEの機能的なものに似ている、類似しているのかなと思うので、お考えとしては、LINEに慣れてもらうみたいな、その導入みたいなお考えなのでしょうか。

○櫻村高齢者地域支援課長

委員ご指摘のとおり、みんチャレアプリにつきましては、LINEと非常に似ているアプリになってございます。ただ、LINEに慣れてもらうためなどというわけではないのですけれども、LINEを使っている方も多いのでというところで、今回これを採用したところでございます。

LINEと違うところというのは、チャット機能などは、写真を送るのも同じなのですけれども、歩数がみんチャレアプリと連動して自動的に集計されるというところと、1日1回、必ず歩数を投稿することになっているのですが、歩数を送るときに、勝手に歩数が行くのではなくて、自主的に、その日に撮った写真を、何でもいいので1枚送ることによって、その歩数を連動させてチーム内に投稿するというところが最大の特徴というか、LINEとの違いといったところでございます。

○やなぎさわ委員

ということは、LINEに慣れてもらうためというよりは、どちらかというと、LINEを利用している高齢者の方が取つきやすい仕様だから、ふだんLINEを利用されている方だと、みんチャレにすんなり入りやすいなどというところもあるのでしょうか。いかがでしょう。

○櫻村高齢者地域支援課長

一応、そういったところも想定はしております、そこも含めて考えたところでございます。

○やなぎさわ委員

そうなると、何というか、みんチャレというのは当然、運動や社会参加、区から通知があったりという、非常にいい要素があるのですけれども、あまりデジタルデバイド的な要素は、そんなに比重としては、区としては低いというか、そういったお考えでよろしいですか。

○櫻村高齢者地域支援課長

まず今回、「高齢者とデジタル社会について」ということでテーマに取り上げさせていただいておりますが、重きを置いているのは、やはり高齢者の方の社会参加、介護予防のほうに重きを置いて、その中で、みんチャレアプリを使うことによって、デジタルデバイドの解消にも寄与するものと考えてございます。あくまでデジタルデバイドの解消のためにこの事業をやっているというわけではないのですけれども、これをやることによって、それにも効果があるとは考えてございます。

○田中委員長

ほかにありますでしょうか。

○あくつ委員

高齢者とデジタル社会というところについて、ざっくばらんにお話をしますけれども、最近、結構、うちの支援者を含めてですけれども、高齢者の方から問合せがあったことがあるのです。それは何だと思いますかと聞きたいのですが、それは、東京アプリというものが、もう公表されていて、ダウンロードできるのですけれども、ほんの1週間ぐらい前ですか、それが7,000ポイントから1万ポイントになるからというので、1万円になるということで高齢者の方がダウンロードしたのだけれども、マイナンバーカードとの連携ができないからということで、所管が少し広がってしまうのですけれども、どうやつたらいいのかという問合せが私のところに結構来ました。

実際は、これは今、都議会の第4回定例会にかけられている補正予算で実現する話なので、その1万ポイントはまだスタートしていないのです。7,000ポイントか1万ポイントか分かりませんけれども。前に品川区では、デジタル商品券を今年初めて実施されて、そのときもどうやってスマホの中でやればいいのかと、まさにデジタルデバイドの話なのです。デジタルデバイド対策の話で、先ほどの、ここには載っていないのですけれども、「はじめてのスマホ教室」などというのは、まさにデジタルデバイド対策でやられていると思うのですが、そういったところについて、要するにインセンティブがあると人は動くというか、高齢者の方も、これは乗り遅れると損するぞと思うと非常に動くということは、私の経験上はあるなというところがあります。だからこそ「はじめてのスマホ教室」であって、課長の所管でいえば当然、介護予防というところ、やはり運動と結びつけなければいけないというところがあるとは思うのですけれども、デジタルデバイド対策としては、そういったときが1つ、チャンスなのかなというところもあって、東京都の事業ですし、そこについては高齢者も、皆さんすごく関心を持っています。

だから、そういうところについて、やはり先ほどLINEの話もしましたし、LINEは、社会参加、運動ではないのですけれども、やはり家族や町会、今は町会も全部、連絡はLINEでやりますし、コミュニティといったところも、みんチャレはまさにコミュニティをつくるという機能もあるわけですね。自分たちの中でつくるということもあって、社会参加という、孤独孤立防止に1つ、なるわけですから、こういったことも非常に大切だなと思うし、よく考えられたアプリだなと思うのですけれども、そういった点も含めて、今後、所管が、さっき言った商品券やポイントというのは、課長の款からは広がってしまうかもしれないのですけれども、ぜひそういったところは連携していただいて、これはデジタルなのか企画なのか分かりませんけれども、そういったところも含めての高齢者のデジタルというところを、デジタルデバイド、プラス社会参加というところを、少し広がりを持ってやっていただきたいなと。ちょっと取り留めのない質問になってしまいましたけれども、何となくニュアンスは伝わったのかなと思いますので、その辺り、介護予防というところに特化せずに、デジタルデバイド対策もぜひやっていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○櫻村高齢者地域支援課長

そうですね。そういったところ、高齢者地域支援課だけの範疇にとらわれずに、そういったところをチャンスとして捉えまして、所管課とも連携しながら、現在も区内共通デジタル商品券の使い方につきましても、所管課と連携して説明をスマホ教室の内容と一緒に盛り込んで行うような対応を行っていますので、そういう展開というのを引き続きしてまいりたいと考えております。

○田中委員長

ほかにありますでしょうか。

○やなぎさわ委員

1点だけ聞き忘れてしまったので確認なのです。60日間継続率83%というのは非常に高いなと思ったりするのですけれども、みんチャレアプリというのは他の自治体も実施しているそうなのですが、もし分かればいいのですが、他自治体の60日間の継続率などという数字が、もし分かれば。

○樋村高齢者地域支援課長

委員ご指摘のとおり、みんチャレアプリにつきましては他の自治体でも実施しております、委託業者の資料によりますと、他自治体につきましては、60日間で75%の継続率ということでございますので、品川区のは、これと比較すると高いのかなと認識してございます。

○やなぎさわ委員

ありがとうございます。

○田中委員長

ほかにありますでしょうか。

○えのした副委員長

ご説明ありがとうございます。私からも1点、今の継続率が非常に高いなと思って、やはりこういった事業は継続していくことが大切だと思っております。その中で、インセンティブや、例えば寄附などということも重要なかなと思うのですけれども、機能として、例えばグループでも、先ほど、目標値が高い、ゆっくり歩くなど、様々なグループがありましたけれども、そのグループ内で旗振り役というか、「今日も歩こうよ」とか、「きのう歩いていないから、あした歩こうよ」とか、そのような方がいれば盛り上がって継続。そこに対して、例えばLINEに似た、みんチャレアプリのチャット機能といえばいいのか、そこに、例えば私も、例えば時計だと、「もう1時間座っているから立ちなさい」などと、AIなどで促されるわけです。そういうものを、例えばAIなのか、そこに区の誰か担当が入るというのは無理ですけれども、ここ1週間、このグループは動きがないなというときに、「最近活動されていませんけれども、暖かくなったので動きませんか」などといった機能というのは、あるのかないのかというのを伺いたい。

○樋村高齢者地域支援課長

私の説明不足で申し訳なかったのですが、このアプリにつきましては、1組最大5人で結成して、チーム内で活動していくと、歩数を投稿するとかしないとか、あると思うのですが、設定したAIのアプリキャラクターというのが設定されておりまして、それもチームで決めたときに、結構、厳しめのコメントをくれるキャラクターにするのか、優しいなどと、3種類ぐらい選べるのですけれども、設定しますと、例えば「今日は残念だったから、あした頑張ろう」などというような、皆さんのが歩数に対してのコメントが寄せられたり、「来週はもっと頑張るぞ」とか、「今週は全部パーフェクトだったから、引き続き来週もこのペースを守って頑張っていこう」などといったコメントをくれるアプリのAIキャラクターが必ず入りますので、その役割というのはAIキャラクターが果たしていると認識してございます。

○えのした副委員長

ご説明ありがとうございます。そんなアプリのキャラクターについて、さらに認識いたしました。私もやはり何歩以上歩いたときに、AIであっても「おめでとう」みたいな言葉をもらえると、またさらに続けようかなという気持ちになるので、そういう機能を活かして続けていけるようなサポートをぜひ。

○田中委員長

ほかにご発言はありますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田中委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で所管事務調査を終了いたします。

3 その他

(1) 所管質問について

○田中委員長

次に、予定表3のその他を議題に供します。初めに、(1)所管質問についてを議題に供します。

昨日の委員会において鈴木委員より、今定例会の一般質問に関する所管質問の申出が2件ございました。1点目は、あくつ議員の一般質問、ベーシックサービスと高齢者への物価高騰対策についてに関する項目から、介護保険サービス利用者への時限的措置の具体的な内容についてでございます。2点目は、藤原議員の一般質問の国民健康保険についてに関する項目から、外国人の滞納状況、出入国在留管理局との具体的な連携についてでございます。

進め方でございますが、初めに、あくつ議員の一般質問に関する質問および理事者の答弁等を行い、その後、藤原議員の一般質問の質問および理事者の答弁等を行っていただきます。

これより所管質問を行いますが、申出をした委員以外の方も議論に加わることができますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、本会議の質問の繰り返しにならないような形で、改めまして質問をお願いいたします。

それでは鈴木委員、あくつ議員のご質問に対する一般質問の繰り返しにならないような形で、改めまして質問をお願いしたいと思います。

○鈴木委員

委員長に言っていただいたとおりなのですけれども、あくつ議員の質問の中で、介護保険のサービス利用者に対して、負担軽減に資する時限的な措置を行うという答弁があったと思うのですけれども、それが具体的にどのようなことなのかを伺いたいというのが1点です。

○菅野高齢者福祉課長

それでは私より、鈴木委員の所管質問に対してのご説明をさせていただきます。

区では、ベーシックサービスとして示される、人間が自分らしく暮らしていく上で不可欠な生活の基礎となる行政サービスとして、医療、教育、子育て、高齢者福祉、障害者福祉など、多岐にわたる分野にてサービスの無償化、そして所得制限撤廃を推し進めてきましたが、残されたピースが介護分野であります。しかしながら、介護保険に関しては国の制度により運用されているため、例えば保険料については、全額免除を行わないこと、一律減免は行わないこと、一般財源の繰入れは行わないことという減免3原則があり、過去に実施された会計検査の結果においても、市町村の一般会計から介護保険事業特別会計への繰入れについて、法定負担割合を超えてこれを行うことは、制度上想定されない市町村の一般財源を充てることになるため、費用負担の公平性を損なうおそれがあると考えられると指摘されております。また、利用者の負担割合は国が定めており、市町村が利用者負担の一部を補填する場合には、負担能力を個々具体的に判断した取組について国が認めているなど、様々制度上の制約があります。とはいって、現下の災害級とも言える物価高騰により、本来利用すべき介護サービスの利用を控えざるを得

ないといった事態はあってはならないと考えており、法律や制度上の課題を解消した上で、物価高騰に対応した措置として、介護サービス利用者の負担軽減に資する方策を今後検討していきたいと考えております。

○鈴木委員

サービス利用者の負担軽減ということは、サービス利用料というのが基本1割で、所得に合わせて3割というのもあると思うのですけれども、その利用料の負担を減らすという考え方でいくということなのでしょうか。

○菅野高齢者福祉課長

介護サービス利用者の負担軽減に資する方策について具体的にどうかというお話だと思うのですが、確かに委員がおっしゃったとおり、利用者の負担割合は、所得に応じて1割から3割という形で負担していただいております。先ほども申し上げましたが、利用者の負担割合というのが、国が定めているという場合もありますし、他の自治体などでも、この負担割合を少し減額している例もあるのですが、低所得者に対する負担割合の軽減などといった形で、負担能力を個々具体的に判断した取組が多いのが実態となっておりますので、介護保険の負担割合の部分に限らず、もう少し幅を持たせた感じの部分も含めた方策について検討していきたいというところで考えているところです。

○鈴木委員

これは、具体的なところはこれからということになるので、中身としては、それ以上、なかなか具体的なところというのは難しいのかなと思うのですけれども、利用料というのは基本1割のところから、もうだんだん所得に合わせて3割負担などというところが出てきてしまった部分があると思うのですけれども、そのところを、自治体によっては、低所得者の1割ではなくて5%の利用料などと、部分的にやっているというのもあると思うのです。そういうのは多分、できる、やっている。介護保険が始まったときから、そういうのは、自治体によってはやっていたと思うのですけれども、そういう形での、サービス利用者の負担軽減ということでしたので、サービスを利用している人のサービス利用料の負担軽減と考えていいのか。これからということなので、できる範囲で結構ですので、お願いできたらと思います。

○菅野高齢者福祉課長

確かに委員がおっしゃるとおり、他の自治体では、どちらかというと低所得の方に対しての利用料の何%などという形で負担している例があります。これは、介護保険制度が始まって以来、幾つかの自治体でそういう展開があるとは認識しているのですが、今回、区で話をしているベーシックサービスということが、皆に等しく一律にというようなところも方針としてありますので、その辺りのところと介護保険制度の本来の仕組みの部分についての整合性みたいなものも整えながら、何かできること、例えば大きく捉えて利用者の負担が少しでも軽減されるようなものは何かないかというところを探っていきたいと思っています。

○鈴木委員

いろいろ介護保険というのは結構、国がこうあるべきだみたいなもので、なかなか自治体の自由にできないという部分があると思うのですけれども、でもそうはいえ、地方自治ということで、それが望ましいとか、こうあるべきだというふうなことは国は言いつつも、地方自治として、その自治体がやることは絶対駄目だというのは言えないということを、介護保険が始まった当初から、厚生労働省はそういうことを言っていたと思うのです。そういうことで、例えば介護保険が始まった当時、保険料の減免

などにしても、たしか、記憶が曖昧なのですけれども、千葉県のどこかの地域で、自治体で保険料の減免というのを、一般財源を入れてやっていたところが1か所あったような気がして、その当時はそういうところもやっているので、品川区でもやってほしいというようなことも要望した記憶があるのですけれども、そういうときに、やはり地方自治というところは認めざるを得ないというところがあると思いますので、本当にこの物価高の中で、今度、先ほどの後期高齢の保険料も上がる、過去最大の上がる幅なのではないかと思うのですけれども、そういう中で、ぜひとも区としてできるというところはやつていただけたらありがたいなと思っています。楽しみにしています。

○田中委員長

ほかにご発言はありますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田中委員長

それでは、ほかにご発言がないようですので、まずは、あくつ議員の一般質問に関する所管質問は、これをもちまして終了とさせていただきます。

続きまして2点目、藤原議員の一般質問、国民健康保険についてに関する質問を、改めて鈴木委員にお願いしたいと思います。

○鈴木委員

先ほど委員長からもおっしゃっていただいたのですけれども、11月20日の藤原議員の質問で、国民健康保険料の問題で、外国人の国民健康保険料滞納者に対して、入管出入国在留管理局と連携して対応していくというご答弁があったと思います。来月から制度を運用していくというような答弁だったかと思うのですけれども、具体的にどうなっていくのかということで、外国人の滞納の状況や理由なども含めてご説明いただきたいということで、お願いしたいと思います。

○山下国保医療年金課長

それでは、出入国在留管理局との連携、協力要請制度についてご説明申し上げます。

こちらは実際には令和2年から試行が続いている取組でして、今年度に入りまして、厚生労働省や東京都から改めて周知がなされました。

内容といたしましては、品川区から東京出入国在留管理局へ、納期限を1年以上過ぎた滞納者の情報を例月で提供し、未納となっていらっしゃる方が在留期間更新の申請等で来局された際に、納付証明書の提出を求めることで、納付証明書の発行申請のために区役所への来庁を促してもらうということで、そういった方々の納付相談・納付機会というのを創出するという取組になります。区として、東京出入国在留管理局に協力を要請しまして、来月12月から本制度の活用を開始することで、収納率のさらなる向上に努めてまいります。

なお、区における収納率につきまして、昨年度は91.45%で、日本人世帯主では約92%、外国人世帯主では約77%という状況で、全国的には63%と言われている中では、比較の上では高い収納率を確保している状況です。引き続き、国民健康保険加入の皆様に、国民健康保険制度を正しく理解いただき、保険料を納付していただけるよう、作成しております4か国語の多言語パンフレットの活用や窓口での丁寧な説明に努めていくほか、国籍を問わず、これまでどおり納付相談に丁寧に応じることで、公平公正な国民健康保険制度の運営に努めてまいります。

○鈴木委員

今のは、いま一つよく分からなかったのですが、1年以上、未納の外国人の方を、入管に区から知ら

せて、入管から区役所に来庁するようにということを勧めてもらう制度ということですか。そこをもう一回お願いしたいと思います。

それから、外国人の収納率というのは 77.13%。これは、全国に比べたら品川区のほうが高いということなのですけれども、品川区の国民健康保険で、外国人で入っている方の人数を教えていただけたらと思います。品川区に在住されている外国人の中で何%ぐらいなのかというのも教えていただけたらと思います。

○山下国保医療年金課長

まず、制度の仕組みの部分でございます。先ほど委員がおっしゃられたようなところが基本的な流れになるのですが、もう一度改めてご説明申し上げますと、区から出入国在留管理局に情報提供させていただきます。そちらの情報を持っていらっしゃる中で、外国人の方が在留資格の更新等で出入国在留管理局の窓口に行かれた際に、「納付の証明書を持ってきてください」ということをご案内いただくことをもって、区にご来庁いただく機会をつくっていただけます。そうしますと、私どもとしても当然、収納していただいているれば、その証明書を発行いたしますし、もし未納だということであれば、「今ちょっと未納が生じている状況ですけれども」というところで、納付の相談、納付の勧奨ということにつなげられますので、そういう効果を期待している。その中から収納率の向上というところに努めていくという取組です。

2点目の、外国人の方の国民健康保険の加入状況ですけれども、令和6年度末時点では 5,000 人程度ということで、被保険者は大体 6 万人ですので、8%程度という状況です。

○鈴木委員

そうしますと、外国人の国民健康保険の加入率というのは 8% ということで、たしか、一般的に、品川区全体でいえば、国民健康保険の加入者というのは 15% ぐらいかと思うのですけれども、一般的に品川区全体の国民健康保険加入者に比べたら、外国人の国民健康保険加入者というのは、約半分近くの少ない割合ということで考えていいのでしょうか。外国人の方というのは結構、現役世代の方が多くて、国民健康保険でも被保険者の割合の中で、医療費を使う割合というのは少ないということで、いろいろ報道されていると思うのですけれども、それは現役世代の方が多くて、どちらかというと保険制度を支えている。だから、保険には入って、保険料も払っているけれども、実際に医療費としては使うのは少ないということが報道でもされていると思うのですけれども、そういうふうに考えていいのかということを教えていただきたいのと、それからもう一つは、1 年以上過ぎた未納者ということなのですけれども、それまでの入管に 1 年以上過ぎた未納者として伝えるような人というのは、どれくらいいるのか、その人数かパーセンテージかを教えていただけたらと思います。というのは、外国の方というのは結構、言葉の壁や、制度がなかなか分からなかったりということもあると思うのですけれども、そういう相談体制、品川区の国民健康保険の中での外国人に対しての相談体制というのが、どのような状況で、そういう相談がしっかりとできる、それから周知できるという体制がどれくらい取られているのかというのも教えていただけたらと思います。

○山下国保医療年金課長

3 点ほどご質問いただいたと思います。

全区民における外国人の人数というのは手元にございません。先ほど、国民健康保険加入者における外国人の人数のところをご説明申し上げたところです。その年齢構成という部分につきましては、先ほど委員が「現役世代」という表現でされていらっしゃったのですけれども、国民健康保険加入者におけ

る74歳までの方の人数の割合で言いますと、やはり、どちらかというと若年層の方が多いというところは把握しているところです。そういう流れで、医療費自体についての、全体の総合の医療給付費における外国人の方の割合はさほど高くないという状況は全国的にも報道されていまして、区としてもそこまで外れているような状況ではございません。

区における納付相談の体制ということですけれども、基本的には区の相談窓口である整理係で受付をしているところでございまして、やはり言語の上で壁があるというところについては、多言語で伝えるタブレット、通訳タブレットというものを用いて、都度、通訳を介しながら情報を説明させていただいているということのほか、冒頭の説明で申し上げましたけれども、まだ今、4か国語ということにはなりますが、国民健康保険の制度案内のパンフレットは多言語でご用意しておりますので、こういったもので周知をしているところでございます。

○鈴木委員

外国の方の、何というのですか、もともと国民健康保険というのは社会保険ではない方が入るので、非正規の人などが多いと思うのですけれども、そういうところで、結構、転職だったり転居だったりというものの頻度が高かったり、そういうところで制度の理解や手続を失念したり、それから払うのが遅れてしまったりということが生じやすいというベースがあるということも報道されているところなのですが、そういうところに対して、区としては、出入国在留管理局に届けなくてはいけない状況になる前に、いろいろと、催促だったり督促状だったり、いろいろ赤い封筒だったりということで、一般の人にも滞納者に対して様々やっていると思うのですけれども、そういうのは、外国の人に特別分かるような対応というのは、何かされていることはあるのでしょうか。

○山下国保医療年金課長

実際に未納が生じる、長期間にわたらず、その前にやはり納付していただくことが一番肝要かと考えております、納付のご案内時期等をお知らせするものについては、今は2言語ですけれども、日本語表記と英語表記ということでお示ししております、そういったところでお読みいただけるように対応しているところです。

今、委員がおっしゃられたように、実際に、知らぬ間にそういう状況が生じていたという方が生じた際に、やはりそれを知り得るきっかけになるのが今回の取組の一端であろうと思いますので、こういった仕組みを有効に活用して、収納率の向上というところと、制度の適正な運営に努めてまいりたいと考えてございます。

○鈴木委員

私は、こういう対応というのはすごく慎重にやるべきなのではないかと思うのです。これから2027年度に向けて、国民健康保険料を滞納するとビザ更新がなかなかできなくなるというところにつながっていく仕組みをこれからつくっていくということを、国としてやっていくわけではないですか。そういうところに、何というのですか、「ビザがもらえなくなるよ」という、脅しみたいな形ではなくて、もっと外国の方が滞納に陥ってしまったような状況というのを区としてもしっかりと把握して、そこに寄り添った対応というのが求められるのではないかと思うのですけれども、その点はどうなのかということと、それから外国の方が滞納する理由というのは区として把握されているのか、その点についても伺いたいと思います。

○山下国保医療年金課長

国の通知類では「滞納者」という表現がされておりますけれども、先ほど来、私は「未納」という表

現を用いております。滞納ということが生じてしまったことは、実際には納付がまだ進んでいないということだけでして、先ほど委員も具備されているところかと思うのですけれども、意図してそうなっているのか、知らずしてそうなっているのか、いろいろな状況があろうかと思います。そういった、いろいろな状況にある皆様に、今、こういう国民健康保険制度というのがあって、実際に加入していらっしゃって、まだ納付が実際できていないという状況があるのですよというところを知っていただく一端になろうと思いますので、先ほど、今後の国の動向のお話もありましたけれども、やはりこの国民健康保険制度をしっかりと知っていただくというところに、私どもとしては努めていかなければならないところと捉えておりますので、こういった新たな取組も活用しながら、そういう取組を強化していきたいと考えてございます。

未納に至る理由というようなところについては、事前に納付の相談に来ていただければ、どういったご事情でということを事細かに聞き取り、生活状況などもお伺いすることができますけれども、窓口においていただけない、種々の通知をお送り申し上げてもリアクションいただけないような方については、やはりその状況を把握することが困難なところがございますので、例えばこういった出入国在留管理局との連携という中で、区にお越しいただく機会を少しでもつくっていきたいと考えてございます。

○鈴木委員

すぐに入出國在留管理局を使って来てもらうという仕組みではなくて、やはり区としてもっと本人に対して、だって品川区に住んでいるわけですから、区としてもっと、電話をするったり訪ねていくったり、そういうことも含めて丁寧な対応をぜひともしていただきたいと思うのです。

それで、外国人の未納の滞納理由というのは、区としては具体的にこういうことで滞納になっているという状況というのは、把握しているところというのは、具体的に今、外国の方がこういうことで滞納しているということを、把握されて説明できるものというのは特にないということなのか、外国人の滞納の状況というのは、私はぜひとも区として把握することが必要なのではないかと思うのですけれども、その点を伺いたいと思います。

それから、国民健康保険の問題でいろいろと議論になるときに、何というのですか、滞納になってしまった方が、やはり払いたくても払えないという、困っているという状況というものもあると思うのです。そういうことに対して、いろいろと野洲市の、滞納はSOSと捉えて、その支援につなげていくというようなことも、この委員会の中では何回か紹介もさせていただきましたけれども、そういうところの取組というのも必要なのではないかと私は思うのです。一般的に通知を出して1年間滞納、それで出入国在留管理局を使って、「ビザがなくなるかもしれないよ」ということで来庁させるというやり方というのは、私はぜひとも慎重にしていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。改めて、外国人の滞納の理由というようなところは、区として把握しているところがあつたら教えていただきたいですし、そういう親身な対応というのも、ぜひともしていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。それと、1年以上過ぎた未納者というのがどれくらいいらっしゃるのかということも教えていただけたらと思います。

○山下国保医療年金課長

るるご意見を頂きましたけれども、実際に電話番号をこちらで承知している方には、納付勧奨という中で、日本語と、またそれも英語を含めて、2言語ですけれども多言語で個別に対応しているところがございます。

外国人の方が未納になってしまう理由ということを、外国人という切り口で把握しているという状況

はございません。そこは国籍を問わず、日本人の方であっても、外国の方であっても、個別具体的な未納の状況に対して、納付の相談に丁寧に当たっているというような状況です。実際に、様々な状況がある中で未納になっていらっしゃる方について、寄り添った対応に努めている中で、生活状況等を伺いながら、実際の保険料の納付につなげていただくような納付相談というのを行っておりますので、委員がおっしゃっているところの納付相談は、今後も引き続き丁寧に、寄り添った対応に努めてまいりたいと考えてございます。

失礼しました。1点、答弁漏れがございました。人数についてどれぐらいかというところですけれども、おおむね例月、まず来月想定しているところとしては、約1,000件ほど、1,000人ほどの情報提供ということで想定してございます。

○鈴木委員

外国人だから、日本人だからというところで、外国人だから出入国在留管理局を使ってというところで、これからすごく厳しく、国としては対応していくということですけれども、そのところは、ぜひとも慎重にしていただいて、本当に外国人の方でも、払いたくても払えないという状況というのもあるのではないかと私は思いますし、そのところは、慎重な対応と親身な対応ということを、ぜひともお願いしておきたいと思います。

○田中委員長

ほかにご発言はありますでしょうか。

○やなぎさわ委員

外国人の方の未納ということなのですけれども、これは、該当する外国人という方の中で、私が想定する中で、例えば外国人の方で日本人の方とご結婚されてお子さんが生まれたりして、離婚されて日本にお住まいになっていて、社会保険に入れるほど就労できていなくて、それで子育てもあったりして、かなり貧困というか、生活が苦しくて未納になっているみたいな方も想定されるかと思うのですけれども、こういう方も外国人の国民健康保険としてカウントされるイメージでよろしいでしょうか。

○山下国保医療年金課長

この間、国で63%、区で77%という収納率でご紹介申し上げたケースというのは、基本的に国民健康保険は世帯主で、制度として見ていまして、外国人の方の世帯主ということでピックアップしているところです。

今、委員がご紹介になられた、いわゆる離婚されてということで、世帯が分かれていくという中で、別れられた外国人の方が世帯主になられているのであれば、数には含まれてくるものと考えます。

○やなぎさわ委員

大分、範囲が広くなると、もしかしたら紹介し切れないかもしれませんのですけれども、この中で国民健康保険に加入している外国人の方というのは、それ以外で大体どういった方が一般的に想定されるのでしょうか。もしご紹介できれば、国民健康保険に加入している外国の方の属性といいますか。

○山下国保医療年金課長

属性ということで申し上げますと、なかなか属性というのを表現し難いところがあるのですが、在留資格というところで申し上げますと、やはり留学というような方で来日されて、国民健康保険に加入されていらっしゃる方が一番多いようには把握してございます。

○田中委員長

ほかにご発言はありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

ほかにご発言がないようですので、以上をもちまして、藤原議員の一般質問に係る所管質問は終了いたします。

以上で所管質問を終了いたします。

(2) 議会閉会中継続審査調査事項について

○田中委員長

次に、その他の(2)議会閉会中継続審査調査事項についてでございます。

本件につきましては、サイドブックスに掲載されている申出書（案）のとおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

それでは、この案のとおり申し出ます。

以上で本件を終了いたします。

(3) 委員長報告について

○田中委員長

次に、(3)委員長報告についてでございます。

昨日の議案審査の結果報告については、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長

ありがとうございます。それでは、正副委員長でまとめさせていただきます。

(4) その他

○田中委員長

次に、(4)その他でございます。何かありましたらご発言願います。

○豊嶋生活福祉課長

6月末に最高裁判所の判決が生活保護で出まして、その間、厚生労働省から何度も事務連絡がありました。特に具体的なものはなかったのですが、先週、11月18日および11月21日に方向性というものが示されましたので、この場を借りてご報告させていただきたいと思います。

なお、この「方向性について」という事務連絡ないし資料については、「(案)」というものがまだ入った状態のものでございますので、まだ確定ではございません。また、一部報道でもされているものもあるかと思いますが、ほぼ同じ内容となることはご容赦いただければと思います。

その内容でございますが、まず1つ目です。最高裁判所の判決を受けて、追加給付をする方向で現在検討しているということが、まず書かれていることが1点目。2点目、その資料の中に書かれているものでして、国の保護費の追加給付に要する費用、おおむねということで2,000億円前後という金額の規模のものを今現在進めているということでございます。ただし、これも精査中ということでございますので、詳細なところは分かりません。そして、その給付についてなのですが、自治体で給付するということが書かれておりますので、今後、説明会を開いて詳細なことは自治体職員に説明するという文

言も記載がありましたので、いずれ近いうちに、各区、各自治体で追加給付をすることになろうかと思います。金額ですが、細かい数字がいろいろ書かれているのですけれども、おおむねということで、1世帯当たり、該当の方にはおおむね10万円という記載もございます。ただしこれも、繰り返しになりますが「案」の状態を出ませんので、詳細については今後決まっていくものと考えてございます。

○田中委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○あくつ委員

この件については個別に問合せ等もさせていただいたので、気にはしていたのですけれども、ああいう報道があつて、ただ自治体でというのが、対象となっている期間が非常に、その間、例えば品川区で受給していた方がどういう状況にあるのか、お亡くなりになっている方もいるしという中で、今、率直な感想として、自治体はもう国に、自治体でやるのはやめてほしいということを、たしかおっしゃっていたかと思うのです。やめてほしいというか、無理だと、各自治体が言っているというようなことは、当初言われていましたけれども、その辺り、課長としてはなかなか言いにくい部分もあるとは思うのですけれども、どれぐらいの困難があるのかという、今の感想をお聞かせいただければと思います。

○豊嶋生活福祉課長

感想ということでご了承いただければと思います。

これに先立ちまして11月18日に、厚生労働省の9階の省議室というところで、各首長の代表の方が厚生労働大臣と会議を開いております。その首長というのは、全国知事会の会長であつたり全国市長会の会長であつたり町村会の会長であつたりという方が、厚生労働大臣に物申すという場面がございまして、皆さん画一的にお話しされているのが、とにかく各自治体への負担は最小限にしてほしいということが書かれているのと、公平性を期すためにも、スケジュールには十分な余裕を持ってやってほしいということと、あと費用については、もう全て国が持ってくれということは、首長が厚生労働大臣に申し入れるという場面がございました。それを受けた事務連絡等々ではございます。

とはいって、今、感想ということではございますが、例えば中に書かれているのは、死亡者には給付はしなくていいということが、現状では「案」の状態では書かれているのです。それで、遺族がいてもそれは支払いから外しなさいということは、今、「案」の状態では書かれています。中には、継続している方であれば、我々は今データを持っていますが、やはり5年間保存という規定がございますので、今、データがすぐ手元にない方もいます。この10年間の間、平成25年以降、システムの移行があつたり、紙からデータに移し替えるという作業がある中で、どれほど正確に、期間も含めて、受給者の方を一件一件調べるのにどれぐらい時間がかかるかというのは、想像もつかないぐらいの事務量でございます。また、中には住所不定の方で、開始して、失踪廃止をして、新たな自治体で開始して、失踪廃止をして、現在も生存されていて、どこかの自治体で受けいらっしゃるという方も中にはいらっしゃるのですが、そうした方の履歴をどこまで追えるのかというのは、正直、皆見当がつかないというところが現状のところでございます。ただ、国がそういうふうに自治体に下ろしてくる以上、我々はもう、給付の権利がある方に対して、なるべく正しく正確に早くできるような体制を整えることしかできませんので、その間、いろいろ我々の中で、区として体制を整えてやることになると思いますが、何とか問題なく給付できるように頑張ってまいりたいと思います。

感想でございます。

○あくつ委員

ありがとうございました。おっしゃるとおりだと思いますし、もともとは厚生労働省というか国が基準を変えたときに、やはり根拠がなかなか分かりにくいものというか、そこが結局、裁判所にも、そう判断された、違憲ではないけれども違法だと判定された裁判ということですので、そこについては本当に国の責任だと強く思うし、それを自治体が被るというのは本当に迷惑な話だと思います。

ただ、私どもの立場とすれば当然、権利がある方には追加給付をしていただきたいという立場ですから、本当にご苦労をおかけしますけれども、そこはぜひよろしくお願ひいたします。

○田中委員長

ほかにご発言はありますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田中委員長

では、今回は方向（案）の段階での報告でしたが、また今後、詳細が出ましたら、当委員会へのご報告をぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、この件は終了いたします。その他でほかにございますでしょうか。

○五十嵐保健予防課長

私からは、小児のRSウイルス感染症について口頭でご報告させていただきます。

既に報道されているのでご存じかと存じますが、11月19日に行われました第72回厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会）におきまして、組替えRSウイルスワクチンのうち、妊婦への能動免疫により出生した児のRSウイルス感染症の予防に寄与するワクチン、母子免疫ワクチンにつきまして、定期接種に用いるワクチンとして位置づけるということにつきまして了承されました。そのほかに、RSウイルス感染症を予防接種法上のA類疾病に位置づけること、接種対象者として妊娠28週から37週に至るまでの者にすること、接種方法として妊娠前に1回0.5ccを筋肉内に接種すること、定期接種化の開始時期としましては令和8年4月1日などが了承されております。A類疾病ということですので、現在子どもに実施しているワクチンと同様に、原則、自己負担なしということになりますが、金額につきましてはまだ未定となっているところです。

本日現在の時間で多分、自治体説明会が実施されているところになっておりますが、令和8年4月1日に接種する方から定期接種となることから、既に妊娠届を提出されている方も対象となりますので、漏れのないように早急に準備を開始したいと思っております。取りあえずは、対象になる方へのお知らせをすることから開始したいと思っております。議会への正式な報告の前にお知らせ等の配布等を開始させていただくことになると思いますが、ご了承いただければと存じます。

○田中委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田中委員長

では、ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

そのほか、その他で何かございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田中委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、厚生委員会を閉会いたします。

○午後2時40分閉会